

第3回 札幌市地域福祉社会計画審議会

日時：平成29年6月8日（木）10時00分

場所：札幌市役所本庁舎 18階 第二常任委員会会議室

次 第

1. 開会
2. 挨拶
3. 議題
 - (1) 生活困窮者自立支援事業について
 - (2) 災害時における共助の取組について
 - (3) 札幌市における地域福祉施策の方向性について
4. その他
5. 閉会

<配布資料> 第3回札幌市地域福祉社会計画審議会 座席表

札幌市地域福祉社会計画審議会委員名簿

資料1 生活困窮者自立支援事業について

資料2-1 要配慮者避難支援対策事業について

資料2-2 災害ボランティアセンターについて

資料3 札幌市における地域福祉施策の方向性について

第3回札幌市地域福祉社会計画審議会 座席表

日時:平成29年6月8日(木) 10時00分
 場所:市役所本庁舎18階 第二常任委員会会議室

宮川(亮)委員	加藤委員 荒木委員	林会長 篠原副会長	高木委員 小林委員	速記 事務所
小原委員			瀬川委員	
北澤委員			高橋委員	
堀内委員			栗山委員	
山中委員			紙谷委員	
				記者席5
				市民傍聴席5

堀井 自立支援 担当係長	日高 保護自立支援 課長	菱谷 総務部長	小関 地域福祉推進 担当課長	井上 福祉活動推進 担当係長	筒井 地域福祉推進 係長	下山
--------------------	--------------------	------------	----------------------	----------------------	--------------------	----

柏 市社協 地域福祉課長	大石 市社協 総務課長	早坂 企画調整 担当係長	池田 計画担当 係長	樋口 事業計画 担当係長	中田 企画調整 担当課長	矢ヶ崎 医療企画係長	吉津 医療政策課長
--------------------	-------------------	--------------------	------------------	--------------------	--------------------	---------------	--------------

出入口

市民傍聴席5

札幌市地域福祉社会計画審議会委員

◎会長 ○副会長

(任期:平成28年11月1日～平成29年10月31日)

委員選出分野	氏名	所属団体・役職等
地域福祉に関わる 団体の代表者	かみや きょうこ 紙谷 京子	札幌市民生委員児童委員協議会理事
	くりやま ふみお 栗山 文雄	白石地区福祉のまち推進センター運営委員長
	たかはし ただゆき 高橋 唯之	札幌市ボランティア連絡協議会会長
	せがわ まこと 瀬川 誠	社会福祉法人札幌市社会福祉協議会常務理事
	○ しのはら しんじ 篠原 辰二	一般社団法人 WellbeDesign 理事長
高齢福祉に関わる 団体の代表者	こばやし つねお 小林 恒男	札幌市老人クラブ連合会常任理事・事務局長
障がい福祉に関わる 団体の代表者	まきの じゅんこ 牧野 准子	障がい者によるまちづくりサポーター代表
児童福祉に関わる 団体の代表者	たかぎ まり 高木 真理	社会福祉法人羊ヶ丘養護園 羊ヶ丘児童家庭支援センターセンター長
保健・医療に関わる 団体の代表者	あらか ひろのぶ 荒木 啓伸	札幌市医師会理事
福祉サービスに関わ る団体の代表者	かとう としひこ 加藤 敏彦	札幌市老人福祉施設協議会会長 (社会福祉法人札幌慈啓会専務理事)
	みやかわ りょういち 宮川 亮一	札幌市介護支援専門員連絡協議会副会長・事務局長
教育関係者	おぼら よしたか 小原 善孝	札幌市学校教護協会理事長 (札幌市立栄南中学校校長)
地域福祉活動に 詳しい学識経験者	◎ はやし やすひろ 林 恭裕	北翔大学生涯スポーツ学部健康福祉学科教授
	きたざわ しんのすけ 北澤 慎之介	札幌弁護士会
市民公募委員	ほりうち ひとし 堀内 仁志	市民公募
	やまなか さとみ 山中 里美	市民公募

第3回札幌市地域福祉社会計画審議会 資料

『生活困窮者自立支援事業について』

資料 1 - 1

平成 29 年 5 月 11 日（木）開催

厚生労働省『社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会』（第 1 回）

より資料抜粋

資料 1 - 2

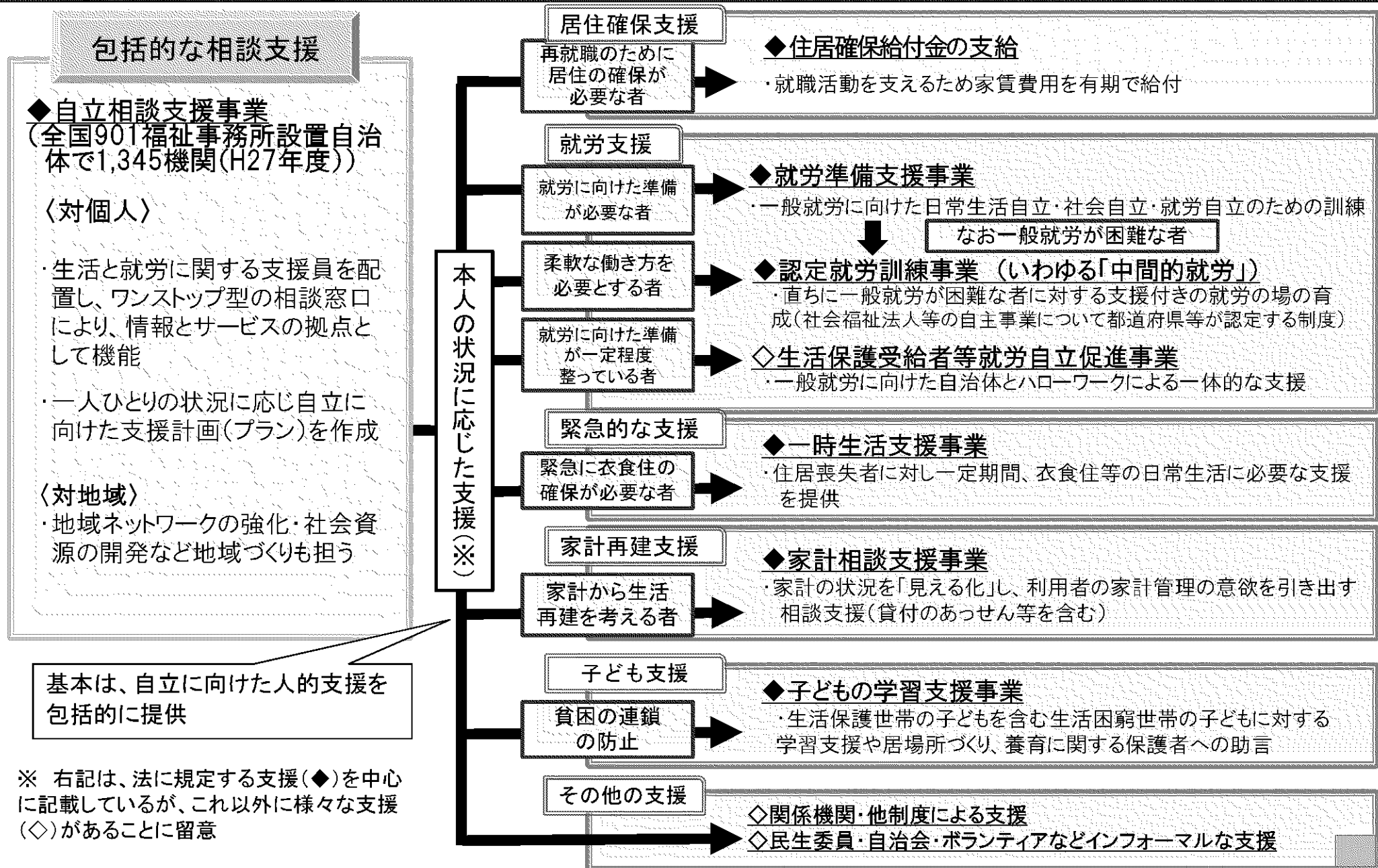
- ① 札幌市生活困窮者自立支援計画の概要
- ② 生活困窮者自立支援事業の説明
- ③ 札幌市生活困窮者自立支援事業の実施状況

資料 1 - 3

- ・札幌市生活就労支援センター（ステップ）パンフレット
- ・札幌市ホームレス相談支援センター（JOIN）パンフレット

生活困窮者自立支援制度の概要

資料1-1



生活困窮者自立支援法の主な対象者

- 生活困窮者は、既に顕在化している場合と、課題を抱えてはいるが見えにくい場合とがあり、法の施行に当たっては、この2つの視点で捉えていくことが重要。
- 「我が事・丸ごと」の地域づくりにより、課題を抱える世帯が地域で浮かび上がってくると、行政で対応すべき人は確実に増加すると見込まれる。

<主な対象者のイメージ>

※それぞれは重複もある

福祉事務所
来訪者のうち
生活保護に
至らない者
約30万人(H29・厚
生労働省推計)

ホームレス
約0.6万人(H29・ホームレスの
実態に関する全国調査)

経済・生活問題を
原因とする自殺者
約0.4万人(H28・自殺統計)

離職期間
1年以上の
長期失業者
約76万人(H28・労
働力調査)

ひきこもり
状態に
ある人
約18万人(H28・
内閣府推計による
「狭義のひきこも
り」)+ α (内閣府推計で
対象外の40歳以上の人)

スクール・ソーシャル・ワーカーが支援している子ども
約6万人(H27)

税や各種料金の滞納者、多重債務者等

地方税滞納率 0.9%(H27・総務省統計データ)、国保保険料滞納世帯数約
311万世帯(H28・厚生労働省保険局国民健康保険課調べ)、無担保無保証
借入3件以上の者 約137万人(H27・(株)日本信用情報機構統計データ)

既に
顕在化

見え
にくい

「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)【抜粋】

「地域共生社会」の実現が求められる背景

(「地域共生社会」の目指すもの)

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものである。

厚生労働省においては、「地域共生社会」の実現を基本コンセプトとして、今後の改革を進めていく。予算による対応に加え、本年の介護保険制度の見直し、平成30年度の介護・障害福祉の報酬改定、さらには、平成30年度に予定される生活困窮者自立支援制度の見直しなど、2020年代初頭の全面展開を目指し改革を実行していく。

当面の改革工程

1. 地域課題の解決力の強化

●社会福祉法を改正し、地域課題の解決力強化の取組を促進する。

【主な内容】

・『我が事』・『丸ごと』の理念の明確化

・市町村による包括的支援体制の整備

・地域福祉計画の充実(福祉分野の共通事項を記載し、策定を努力義務とするなど) 等

●モデル事業の実施を通じて、身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握し解決を試みる体制づくりや、市町村において、分野横断的な相談支援体制の構築の取組を普及する。

●今後1年(平成30年まで)の間に、地域課題の解決力強化の観点も踏まえ、生活困窮者自立支援制度等の見直しについて検討する。

●今後3年(平成32年まで)を目処に、地域における体制整備の状況も踏まえつつ地域課題の解決力強化のための体制を全国的に整備・普及させるための支援方策について、制度のあり方を含め検討する。

両法に係る検討経過と今後の検討の枠組

	～平成29年4月	平成29年5月～12月	平成30年
生活困窮者自立支援法	生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会(平成28年10月～平成29年3月)	<p>社会保障審議会 生活困窮者自立支援及び生活保護部会</p> <p>※平成30年通常国会への生活困窮者自立支援法及び生活保護法改正法案の提出を含め検討 (主な検討事項)</p> <p>生活困窮者自立支援法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自立相談支援のあり方 ○ 家計相談支援のあり方 ○ 一時生活支援のあり方 ○ 高齢者に対する支援のあり方 ○ 制度理念、自治体等の役割 等 <p>生活保護法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 就労支援のあり方 ○ 健康管理のあり方、医療扶助の更なる適正化 ○ 無料低額宿泊所等の規制、単独で自立した生活が困難な者に対する生活支援の検討 等 	改正法案提出
生活保護法	<p>テーマごとの検討</p> <p>生活保護受給者の健康管理支援等に関する検討会(平成28年7月～平成29年4月)</p> <p>生活保護受給者の宿泊施設及び生活支援の在り方に関する意見交換会(平成28年10月～平成29年4月)</p>	<p>国と地方の協議(平成29年2月～)</p>	
生活保護基準の改定	<p>基準部会(平成28年5月～)</p> <p>(28年度は 検証方法の検討)</p>	<p>生活保護基準に関する検証</p>	

札幌市生活困窮者自立支援計画の概要

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨・目的

非正規雇用や低所得者の増加、稼働年齢世代の生活保護受給者の増加等生活困窮者の増加

厚生労働省社会保障審議会「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」(H24.4~H25.1)での生活困窮者対策と生活保護制度見直しの一体的検討

生活困窮者自立支援法成立*(H25.12) ※施行期日はH27.4.1

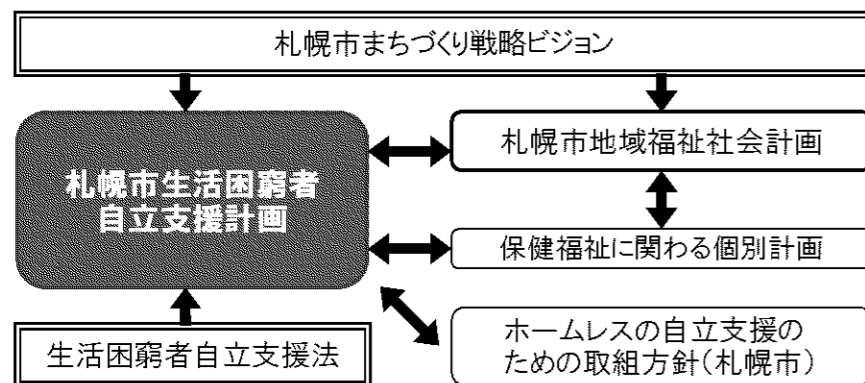
札幌市において新しい生活困窮者自立支援制度に取り組むに当たって、制度の目的である「生活困窮者の自立と尊厳の確保」と「生活困窮者支援を通じた地域づくり」を達成するために策定

2 計画の位置づけ・そのほかの計画等との関係

(1) 位置づけ・計画期間

「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」(厚生労働省社会・援護局長通知)に基づき策定。
札幌市地域福祉社会計画の計画期間であるH29年度までの3年間は、生活困窮者支援に関する単独計画として策定

(2) そのほかの計画等との関係



3 策定体制

(1) 庁内検討委員会

庁内の関係部局で構成する庁内検討委員会(部長級)とワーキンググループ(課長級)での検討・協議

(2) 札幌市生活困窮者自立支援ネットワーク会議

学識経験者や生活困窮者支援に関わる関係機関等との意見交換、ネットワークづくりのための会議を設置

(3) 札幌市社会福祉審議会低所得者福祉専門分科会(予定)

低所得者の福祉についての調査審議を行う専門分科会で、札幌市における生活困窮者自立支援制度の実施について審議

第2章 札幌市における生活困窮者の状況

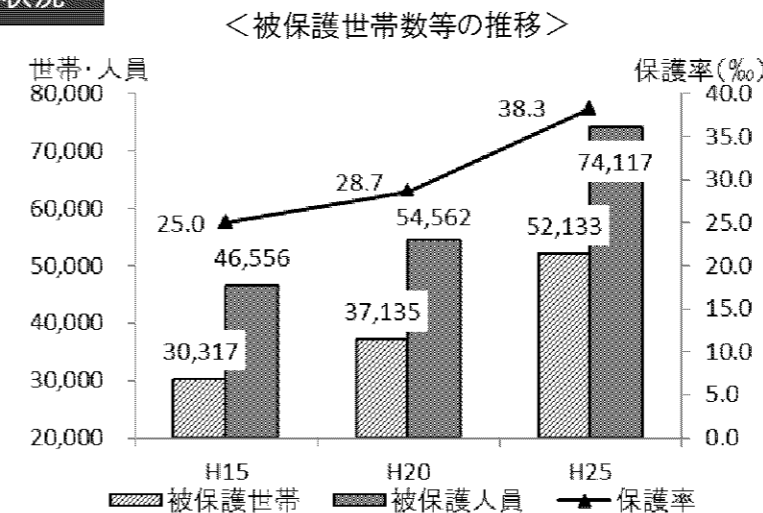
1 生活保護の状況

(1) H25年度の被保護人員数は、74,117人と過去最高、リーマンショック後、H20年度から約1.4倍に増加

(2) 働くことができると考えられる「その他世帯」*が5年間で2倍に増加

(3) 「失業・稼働収入の減少」「預貯金等の消費」による保護の開始が増加

※ 高齢・母子・障がい・傷病のいずれにも該当しない世帯



2 完全失業者等*の状況

(1) 完全失業者数 ~ H17:66,258人 → H22:71,834人 (総務省「国勢調査」)

(2) ニート数(推計) ~ 対象年代に占める割合が、H17:1.25% → H22:1.33% (総務省「国勢調査」)

(3) 非正規雇用の割合 ~ H19:37.8% → H24:41.7% (総務省統計局「就業構造基本調査」)

(4) 年収200万円未満の所得者の割合 ~ H19:34.6% → H24:36.7% (総務省統計局「就業構造基本調査」)

(5) 自殺者数、原因・動機 ~ H25は413人、原因・動機は「経済・生活問題」が2番目の23.3% (内閣府「地域における自殺の基礎資料」)

(6) 生活保護受給世帯の高校等進学率 ~ H25年度は95.8%、札幌市全体(被保護世帯を除く)は99.0%

3 モデル事業の実施状況 (H26.1~12)

(1) 厚別区と豊平区に「生活・就労支援センター」を設置。

自立相談支援事業	・相談受付、支援計画作成、継続支援
就労準備支援事業	・就労支援、関係機関の紹介・同行支援等
	・生活リズム回復、コミュニケーション能力習得等就労に向けた段階的な支援

H26.1~12の相談者は328人で、そのうち64人が就労。

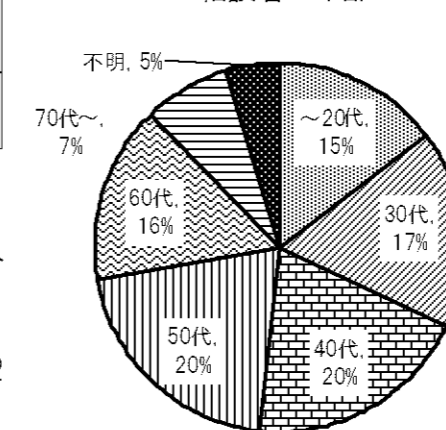
(2) 利用者の概要

男性が多く、30~50代が約60%。「仕事探し・就職」が多く、1人当たりの課題は1.8個。区役所等関係機関からの紹介は13%。

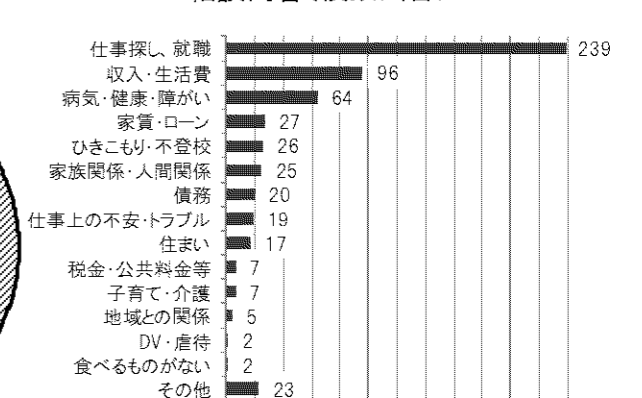
(3) 「就労訓練事業の推進」モデル事業

事業者の開拓、事業者向けの講習会や協議会を実施。H26.12現在、支援対象者受入の意向を示した事業者は25団体

<相談者の年齢>



<相談内容(複数回答)>*

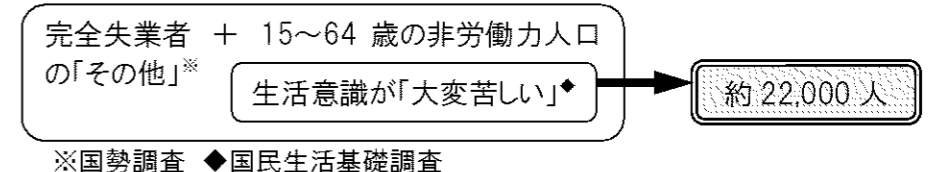


※H26.1~12の新規相談328件の集計

4 対象者数の推計

生活困窮者自立支援法における「生活困窮者」=「現に生活に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」

生活保護の状況・モデル事業の実施状況から、生活困窮(経済的困窮)の主な要因を失業と推定



5 生活困窮者の状況(まとめ)

(生活保護) 稼働年齢世代の生活保護受給者の増加
失業後、預貯金等を消費して保護開始(社保・労保を利用できない非正規雇用の増)

【制度の実施について重要な点】
○生活困窮者の早期把握と支援
○複合的な課題の把握と状況に応じた支援
○生活困窮者の状態に合った就労支援

(モデル事業) ・仕事探しや生活費の相談が多い
・生活困窮者は複合的な課題を抱えている
・一般的な就労活動での就職が難しい
・把握・支援のため関係機関との連携が必要

第3章 計画の理念

1 基本理念

生活困窮者の自立と尊厳の確保

- ・本人の自己選択と自己決定に基づく支援。
- ・自己肯定感、尊厳の回復への支援。
- ・経済的な自立に向けた就労支援を中心とするが、日常生活や社会生活面での自立にも留意。

生活困窮者支援のためのネットワークづくり

- ・社会との関係が薄れた生活困窮者を早期に把握するためのネットワーク*の構築。
- ・生活困窮者への包括的な支援を実施していくため、ネットワークづくりは重要。

※ 区役所その他の行政機関、民生委員・児童委員、社会福祉法人、NPO法人等関係機関の連携

2 計画目標

(1) 生活困窮者の早期把握	複合的な課題を抱える生活困窮者のための相談窓口の設置、訪問支援を含めた早期把握
(2) 一人ひとりの状況に応じた支援	生活困窮者の課題の把握、本人の状況に合った支援計画の作成、関係機関との連携による包括的な支援
(3) 経済的自立に向けた就労支援の充実	担当者制による就労支援、日常生活・社会参加等の段階的支援、支援付きの就労訓練の場の提供
(4) 貧困の連鎖の防止	生活困窮世帯の子どもが将来貧困に陥らないための学習支援
(5) 地域ネットワークの構築	生活困窮者の早期把握と支援を行うための地域ネットワークの構築、生活困窮者の社会参加の場や生活困窮者を支える仕組みづくり

第4章 施策の展開

1 自立相談支援事業（必須事業）

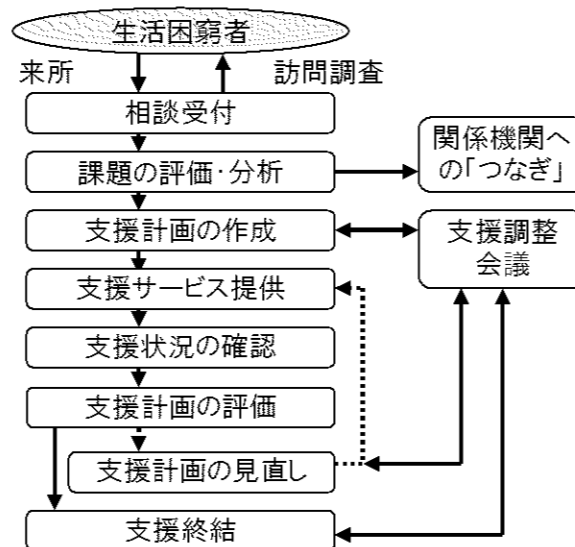
「札幌市生活就労支援センター」の開設

- 市内に1か所設置
- 生活困窮者からの就労の支援その他の自立についての相談を幅広く受け付ける総合的な相談支援機関
- 課題を評価・分析しニーズを把握 → ニーズに応じた支援計画を作成 → 支援に関わる関係機関との連絡調整
- 就労に向けた支援を中心に、生活面や健康面の課題も、本人に寄り添いながら、一つ一つ解決
- 関係機関との連携により、生活困窮者が制度の狭間に陥らないようにする
- 相談支援員等の配置と主な役割

主任相談支援員	業務のマネジメント、困難事例への対応、社会参加の場の開拓
相談支援員	相談支援、支援計画の作成、関係機関との連絡調整、訪問支援
就労支援員	あいワークへの同行、就労準備の段階的支援、職業紹介、求人開拓

- 区役所窓口・地域組織等との連携による生活困窮者の早期把握、情報提供を受けての訪問調査・支援

<支援の流れ>



支援計画作成による本人の状況に応じた支援

2 住居確保給付金の支給（必須事業）

- 離職者の就職活動を支えるため、家賃を給付(収入・資産、就労活動等の要件)
- 支援センターの支援員による支援計画の作成、就労に向けた支援

(左下からの続き)

任意事業の一部の実施内容・方法は、H27年度に検討

- 3 一時生活支援事業（任意事業）**
 - ホームレス等住居を持たない方へ、一定期間、宿泊場所と衣食を提供
 - ホームレス支援を行うNPO法人等との連携による自立に向けた支援
- 4 家計相談支援事業（任意事業）**
 - 多重債務や収入が不安定等家計収支に課題がある方への家計管理支援
 - 家計に関する評価・分析、家計再計画の作成、法テラス等への同行支援
- 5 子どもの学習支援事業（任意事業）**
 - 生活困窮世帯の中学生への学習支援
 - 高校進学に向けた個別学習支援、学習コーディネーターによる生活相談
- 6 就労訓練事業(いわゆる中間的就労)の場の提供**
 - 長期失業等により一般就労が難しい方への支援付きの就労の場の提供
 - 就労訓練事業を実施する事業者を札幌市が認定
 - 利用者の受入拡大のため、事業者の参入促進・普及啓発等を推進

第5章 施策の推進

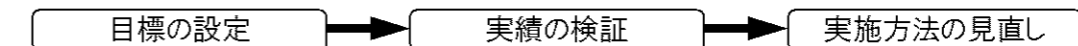
1 庁内連携による施策の推進

- (1) 生活困窮者を把握するための周知・理解
既存の相談窓口で生活困窮者を早期把握するため、関係職員への説明会等による制度の周知・理解
- (2) 生活困窮者自立支援制度に関する連絡会議の設置
生活困窮者支援の情報共有、庁内連携の在り方を協議する連絡会議の設置

2 関係機関との連携による施策の推進

- (1) 自立相談支援事業の実施による連携の推進
支援に当たっての調整や会議への参加等、支援センターの活動を通じての関係機関との連携の推進
- (2) 関係機関との協議の場の設定
生活困窮者支援の課題の共有、支援の在り方の検討、地域ネットワーク構築のための協議の場の設定

3 実施効果の見込・検証



計画目標(上段)・実施効果(下段)	成果目標
1 生活困窮者の早期把握 支援センターの開設、庁内外の連携等により、これまで支援の対象とならなかった生活困窮者を早期に把握できるようになる	新規相談 → 1年目 3000人~3年目 4000人
2 一人ひとりの状況に応じた支援 相談支援員による課題の評価・分析、支援計画の作成等により、複合的な課題を抱える生活困窮者へ包括的な支援ができるようになる	—
3 経済的自立に向けた就労支援の充実 就労支援員による個別支援、就労訓練事業の場の提供等により、これまで就労に結びつきにくかった方が、早期就労できるようになる	支援センター利用者の就労率 → 30%
4 貧困の連鎖の防止 学習支援事業の実施により、生活困窮世帯の子どもの学習意欲・進学意欲が向上し、貧困の連鎖の防止につながる	学習支援事業参加者の高校等進学率 → 100%
5 地域ネットワークの構築 関係機関との連携の推進により、既存の制度だけでは対応が難しい課題への支援の仕組み(社会参加の場等)の開発、地域での制度によらない支援が充実する	—

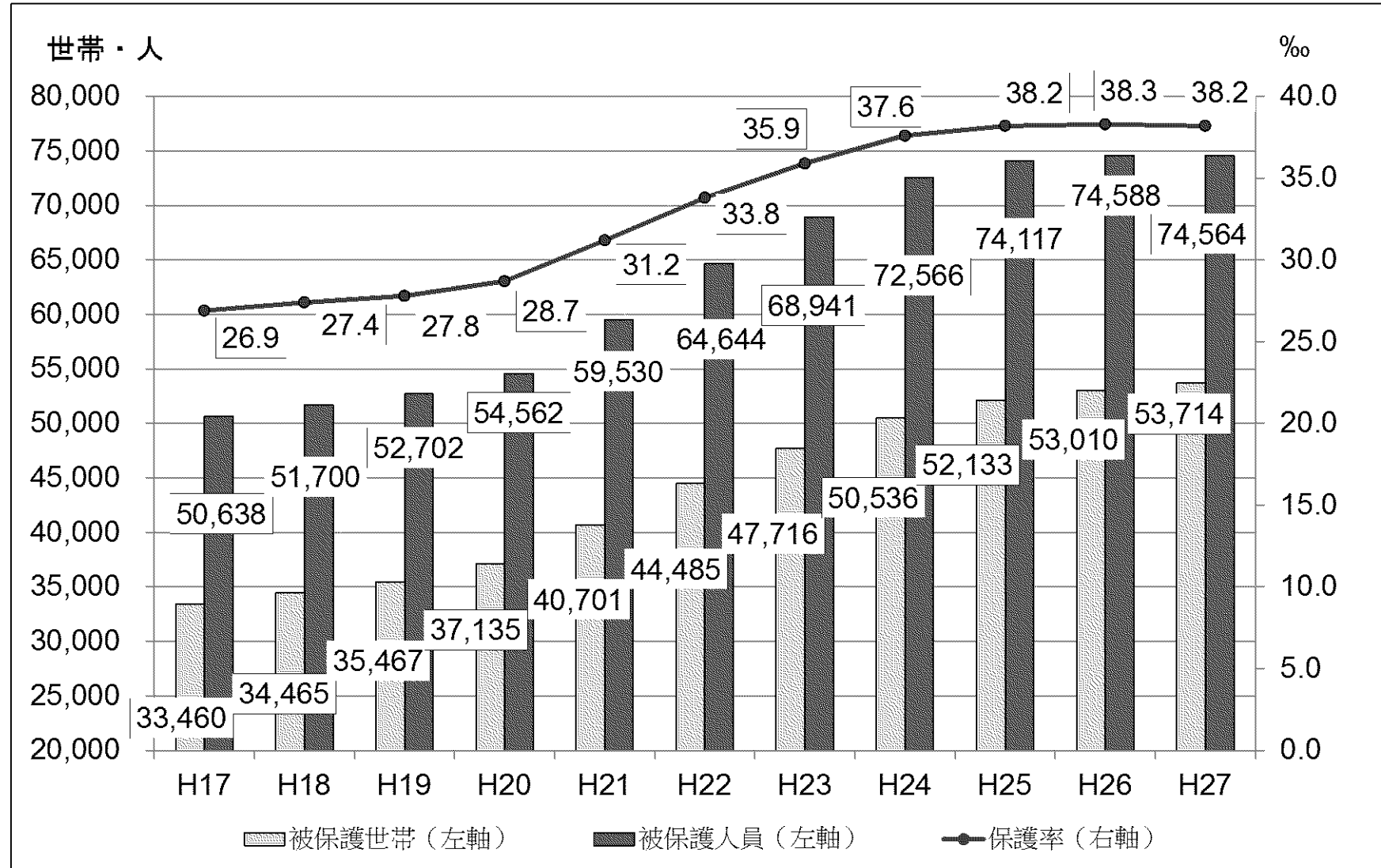
生活困窮者自立支援制度の背景と経緯

1

- 生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加
- 生活保護に至る前の自立支援策の強化を図る必要
- 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）の成立
- 平成27年4月1日から新たな支援制度がスタート

生活保護受給者数(札幌市)

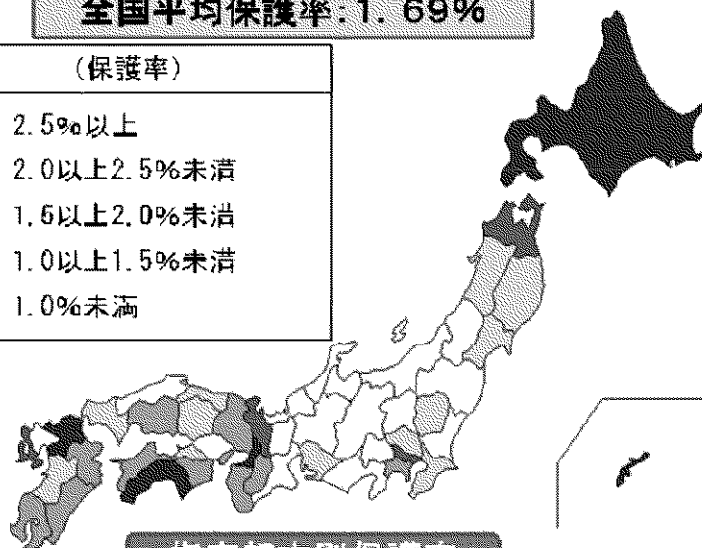
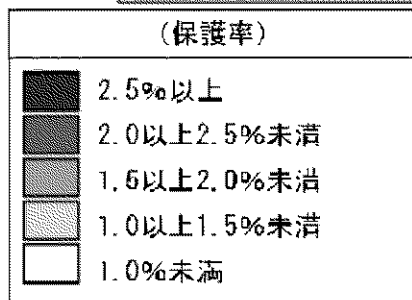
2



保護率

都道府県・指定都市・中核市別保護率（平成29年2月時点）

全国平均保護率: 1.69%



都道府県別保護率

上位5都道府県		下位5都道府県	
	保護率(%)		保護率(%)
大阪府	3.31	富山県	0.33
北海道	3.08	福井県	0.53
高知県	2.73	長野県	0.54
沖縄県	2.56	岐阜県	0.59
福岡県	2.53	石川県	0.66

指定都市別保護率

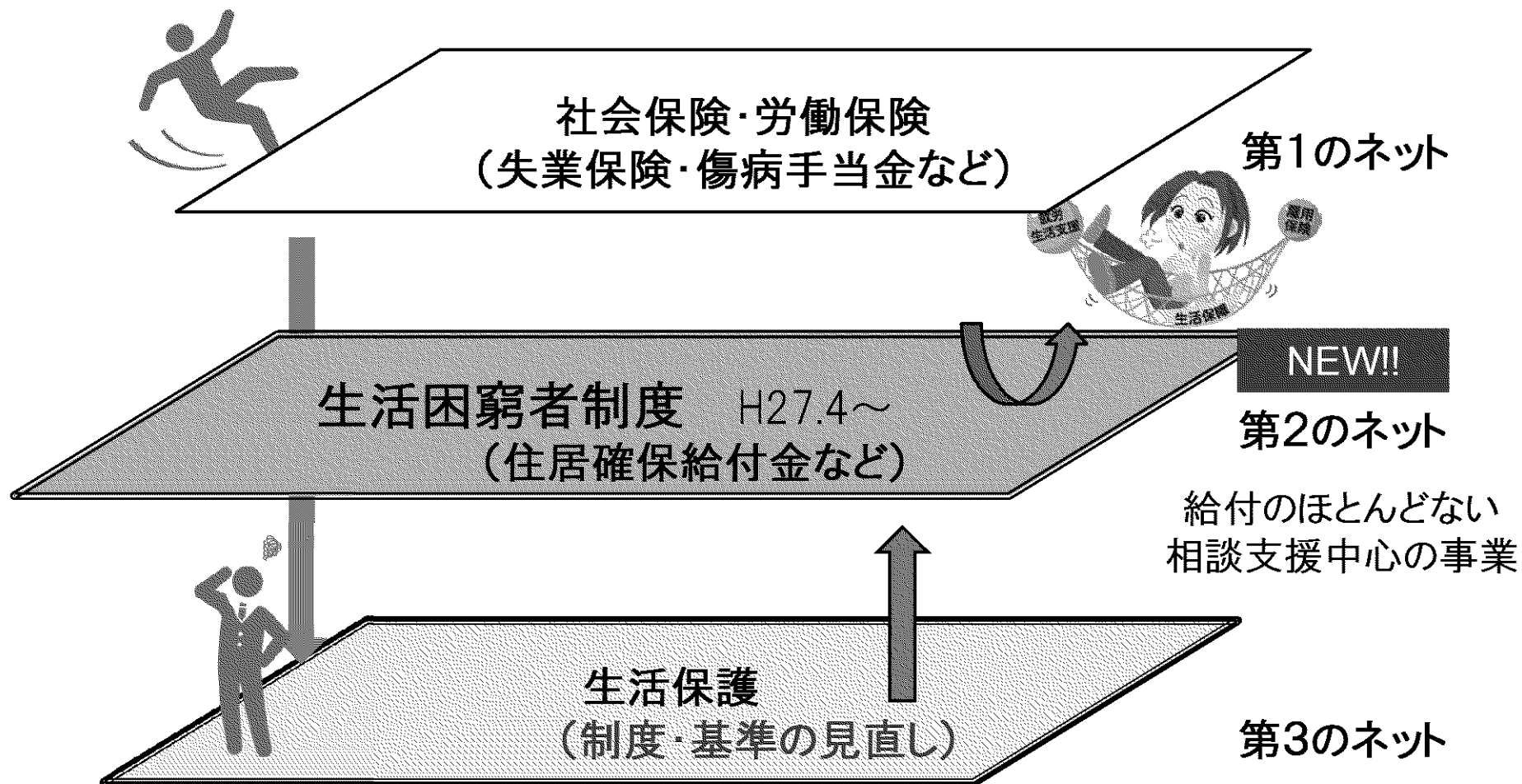
上位5指定都市		下位5指定都市	
	保護率(%)		保護率(%)
大阪市	5.34	浜松市	0.93
札幌市	3.78	静岡市	1.29
神戸市	3.09	新潟市	1.47
堺市	3.08	さいたま市	1.61
京都市	3.07	仙台市	1.65

中核市別保護率

上位5中核市		下位5中核市	
	保護率(%)		保護率(%)
函館市	4.60	高山市	0.43
尼崎市	4.04	岡崎市	0.53
東大阪市	3.95	豊田市	0.58
那覇市	3.91	豊橋市	0.60
旭川市	3.89	長野市	0.85

制度の位置付け

4



H26.7~①就労自立給付金の創設 ②不正受給対策の強化 ③医療扶助の適正化

法律の目的

5

生活困窮者自立支援法 第1条

この法律は、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。

- 「生活困窮者」の「自立」の促進が目的
- 「自立相談支援事業」「住居確保給付金の支給」「その他の事業」を実施

法律の対象者

6

生活困窮者自立支援法 第2条

この法律において、「生活困窮者」とは、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。

素朴な疑問

・収入や預貯金額の基準(目安)ってないの？

⇒基本的には、ありません。

※ただし、生活保護受給者は対象外。

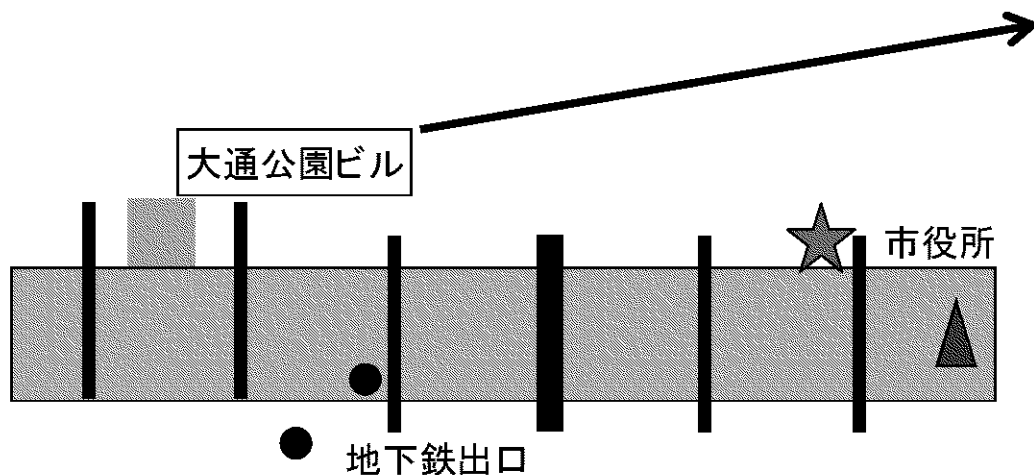
札幌市生活就労支援センター 「ステップ」

7

設置場所

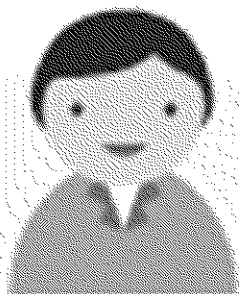
中央区大通西6丁目10番地
大通公園ビル8階

・市内全域からの相談に対応



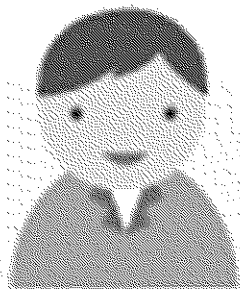
実施体制

8



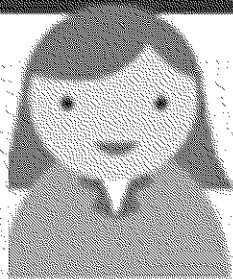
主任相談支援員(1人)

- 相談業務全般のマネジメント
- 困難事例への対応等高度な相談支援
- 関係機関との連携の推進



相談支援員(16人)

- 相談者の課題整理と支援計画作成
- 関係機関へのつなぎ、連絡調整



就労支援員(6人)

- 相談者の状況に応じた職業紹介や求人開拓
- 就労に向けた基礎能力形成の支援

ステップ

STEP FORWARD ~ 一歩一歩前へ進もう

自立相談支援事業

札幌市生活就労支援センター ステップ STEP FORWARD ~ 一歩一歩前へ進もう

ステップは、「生活困窮者自立支援法」に基づき札幌市が設置した、生活にお困りの方のための相談窓口です。さまざまな理由により、仕事や生活に困りごとを抱えている方の相談を受け付け、経済的な自立へ向けた就労支援を中心に、一人ひとりの状況に合わせた支援を行います。

どんなことをしてくれるの？

あなたの困りごとの解決をお手伝いします。

●あなたの困りごとを整理します

- ・困りごとがからみあって、どこから手をつけていいかわからなくなっていますか？
- ・相談支援員が困りごとを整理して、一緒に解決方法を考えます。

●解決に向けた支援プランをつくります

- ・あなたと一緒に自立への目標を考え、支援プランをつくります。
- ・あなたに寄り添い、継続的に支援します。

●支援機関やサービスを紹介します

- ・あなたの困りごとの解決に役立つ支援機関やサービスを紹介します。
- ・サービスなどを利用するお手伝いをします。



就労に向けたさまざまな支援を行います。

●あなたの就労活動を支援します

- ・就労支援員が、あなたの就労活動を支援します。
- (例)応募書類や面接のアドバイス、各種セミナー、職場見学、面接などへの同行 など

●状況に合わせて段階的に支援します

- ・夜型の生活で生活リズムが乱れている、人と話すのが苦手など、一人ひとりの状況に合わせて段階的に支援します。



●あなたに合った仕事や働き方を紹介します

- ・働く時間や仕事の内容など、あなたに合った仕事を紹介します。
- ・働くことに少しずつ慣れる必要がある方へ、支援付きの働く場を紹介します。

住居確保給付金を支給します。

- 雑居などにより住まいを失った、または失うおそれが高い方へ、一定期間、家賃相当額(上限あり)を支給するとともに、相談支援員と就労支援員が就労に向けた支援を行います。

※住居確保給付金を受けるには、ステップの利用申込が必要です。また、収入や資産、就労活動などの要件があります。

だれが相談できるの？

札幌市内にお住まいで、失業などで生活にお困りの方、失業のほかにも心身の不調や借金、人間関係などでお困りの方はステップにご相談ください。

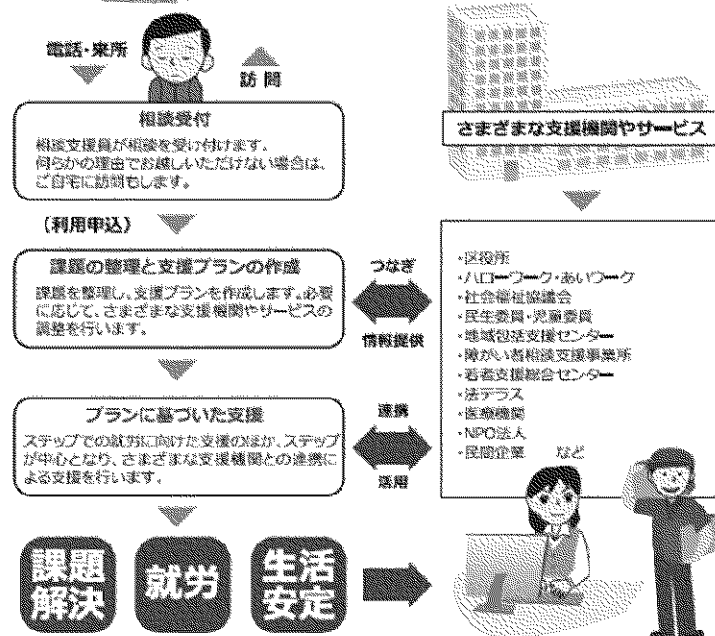
※生活保護を受けている方は対象としていません。

【相談の例】

- 就労活動を続けているが、なかなか就職できず、今後の生活に不安を感じている。
- 人と話すのが苦手で、仕事が長続きしない。
- 病気を抱えているので、自分の体調を理解してもらえるところで働きたい。
- 借金の返済に追われていて、今の仕事では生活が苦しい。

など

相談から支援までの流れ



※相談支援は無料です。また、利用者の秘密は固く守ります。

出張相談会

10



8月 中央区・東区・厚別区・南区・白石区・手稲区・清田区・西区

相談無料

仕事や生活にお困りの方のための

出張相談会

「ステップ」出張相談会 ~相談事例~

転職したい、家賃の支払いに困っているのですが...

家族のことで相談できませんか？

仕事がなかなか決まりません。生活に困っているのですが...

子供に手がつかずからなくなってきたので、働きたいのですが？

転職を希望したいのですが、相談先はありますか？

就職や生活に関するいろいろな問題に、相談員が親身になって対応いたします。ステップの企業開拓スタッフが、皆様の希望にあわせて求人情報をさがします。

対象 札幌市にお住まいの方で、生活相談や就労支援を希望される方。
※生活保護受給中の方は対象になりません。

ご予約・お問い合わせ **011-221-1766**

※詳しくは裏面をご覧ください

離職などで家賃の支払いにお困りの方へ、一定期間、家賃補助額(金額あり)を支給する住居確保給付金の相談も受け付けております。 ※支給には条件がありますので、詳細はお問い合わせください。

札幌市生活就労支援センター

ステップ

STEP FORWARD ~ 一步一步前へ進もう


札幌市生活就労支援センター ステップ

電話 **011-221-1766** ファクス **011-221-1767**
E-mail step-sapporo@career-bank.co.jp
〒060-0042 札幌市中央区大通西6丁目10番地大通公園ビル8階
受付時間 午前9:00~午後5:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)
~キャリアバンク株式会社(札幌市委託事業)~

相談は随時ステップでも受け付けています。お気軽にご相談ください。


仕事が決まるまでの


家賃、払えるかなあ...



仕事をさがす離職者のための
住居確保給付金って
知っていますか？

どんな給付金ですか？
自分も対象になりますか？
給付を受ける条件ってありますか？





ハローワーク札幌に、
ステップ相談会がやってきます。
お気軽にご相談ください。

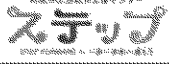
ご予約
不要

ステップ 相談会の開催日

6月20日(月)	6月27日(月)	7月4日(月)	7月11日(月)
----------	----------	---------	----------

時間 午前10:00~午後2:00
場所 ハローワーク札幌2階 相談コーナー
コーナーは、要予約でご確認ください。臨時開催もお待ちいただく場合がございますので、ご了承ください。

家賃の支払いのことだけでなく、生活に悩んでいる様々な相談を受け付けます。...
どこに相談したらいいの...?と思ったら、まずは相談を寄ってください。...
毎日ご相談が難しい方は、ステップ(重厚多様)でお受けいたします。...





札幌市ホームレス相談支援センター

札幌市ホームレス相談支援センター 「JOIN」

11

(1) 事業概要

○自立相談支援事業による相談支援と、一時生活支援事業による衣食住の提供を組み合わせ、住居喪失者への支援を実施

○ホームレス支援事業の全体を統括する「基幹センター」と、対象者の支援を行う4つの「分室」を設置して、NPO法人への業務委託により運営

自立相談支援事業

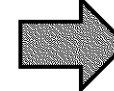


(必須事業)

一時生活支援事業

(任意事業)

基幹センター
(総合受付)

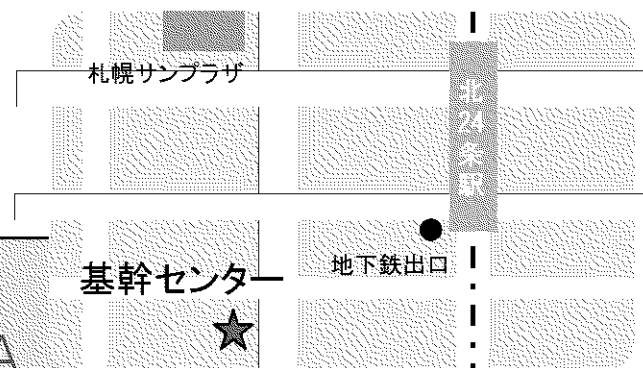


4つの分室
(シェルター)

5団体それぞれに業務委託

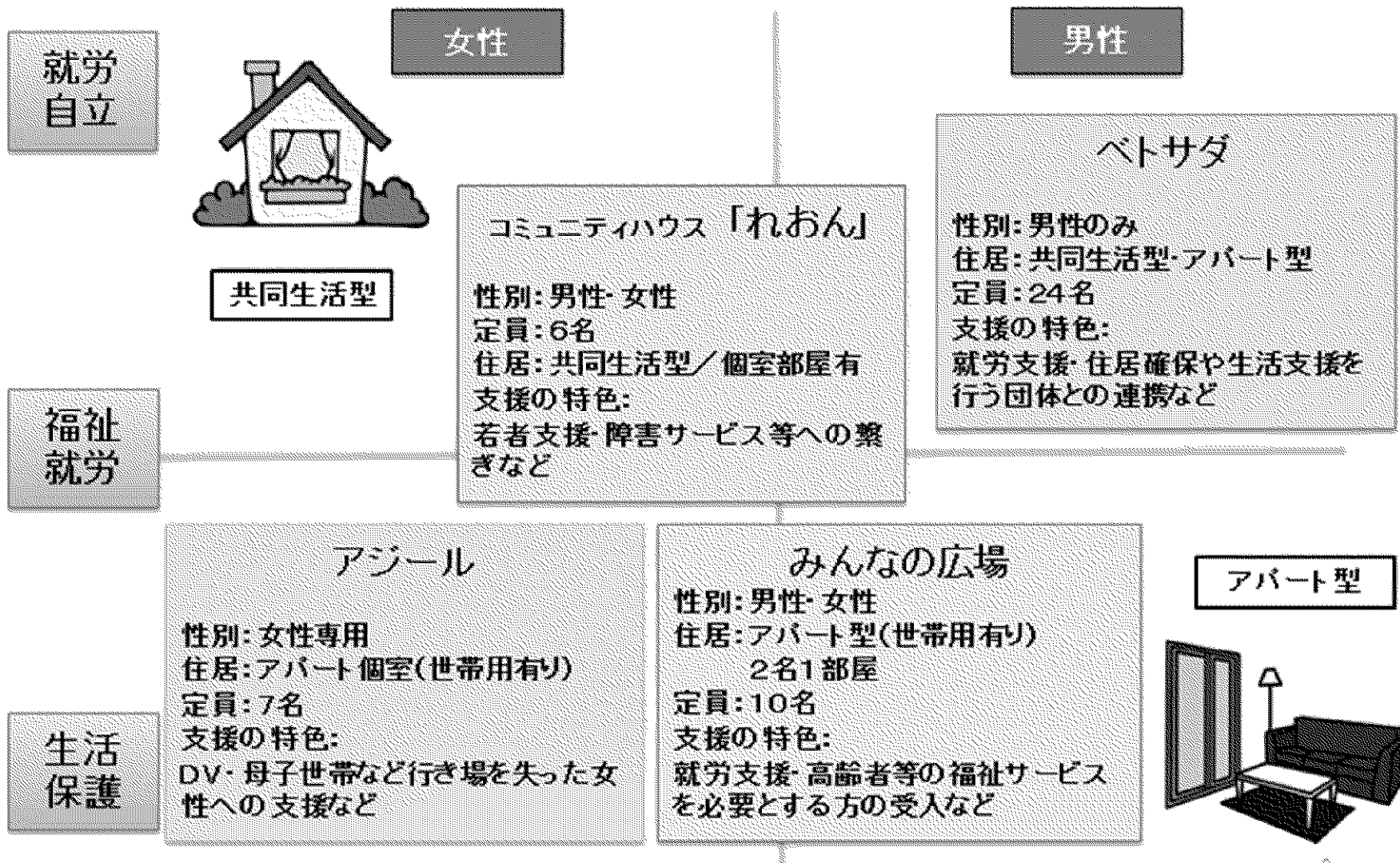
基幹センター

基幹センター



設置場所	<p>北区北22条西5丁目2-32 第11松井ビル2-A</p>
受託者	<p>一般社団法人札幌一時生活支援協議会 ※各分室を受託するNPO法人で構成される団体</p>
人員体制	<p>主任相談支援員1名、相談支援員1名 ※このほかに事務員1名配置</p>
業務内容	<p>ホームレス支援に関する総合相談窓口、巡回相談・総合相談会の実施、分室間の連絡調整、関係機関とのネットワークづくり</p>

分室(シェルター)

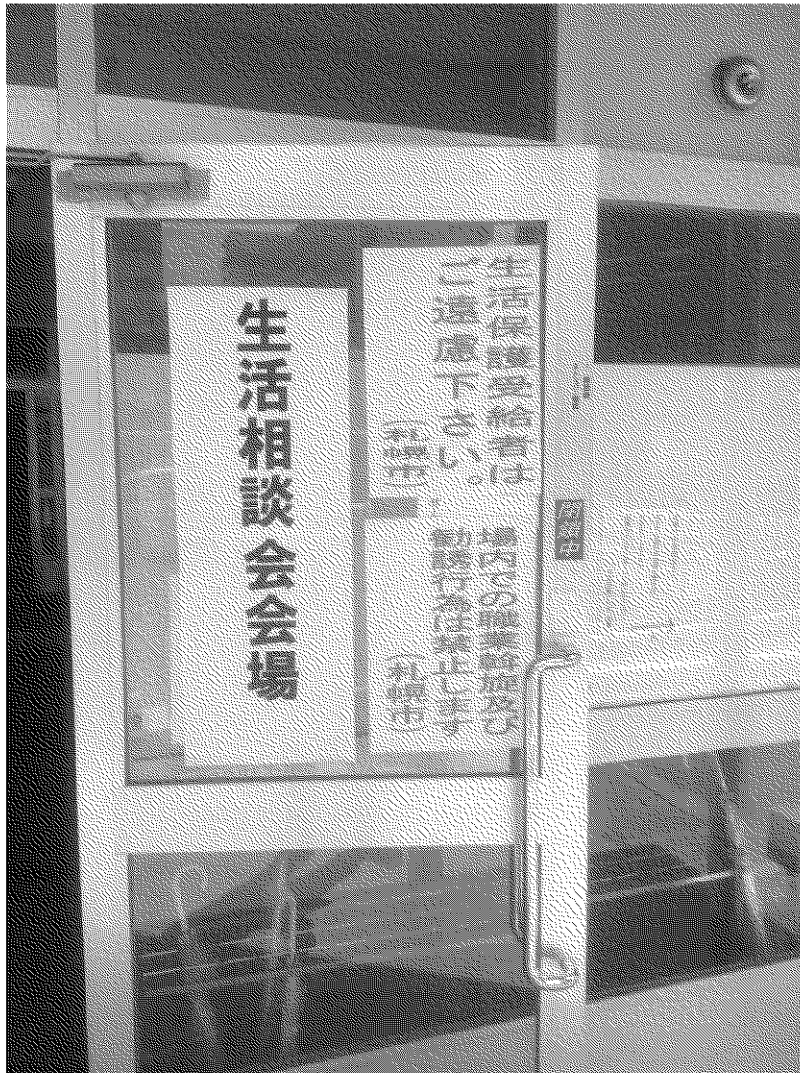




ホームレス生活相談会

札幌市ホームレス相談支援センター

14



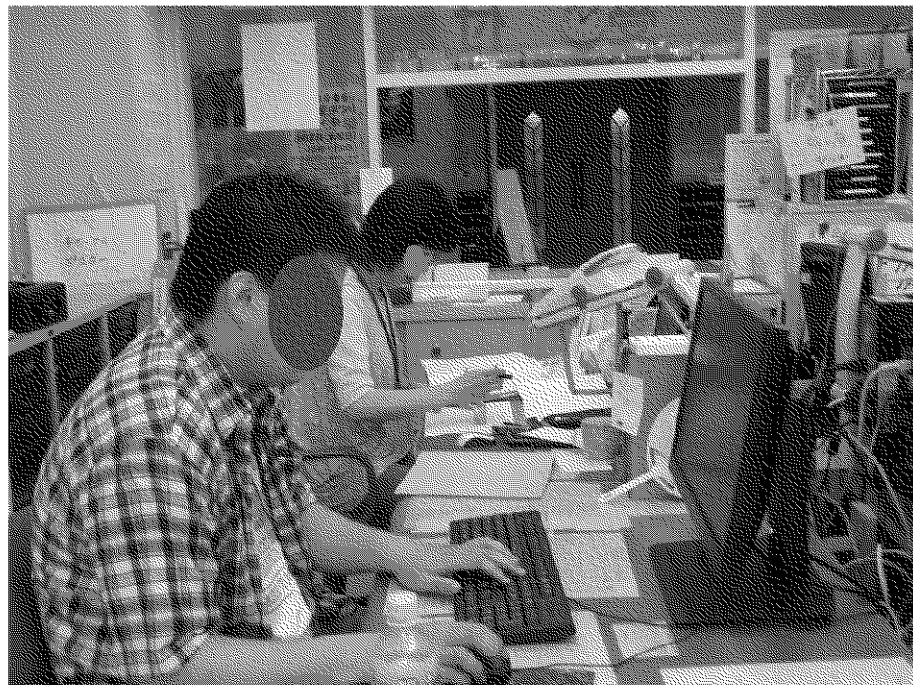
平成28年度は2回開催しました。

第1回:8月29日 わくわくホリデーホール 31名参加

第2回:1月16日 エルプラザ 13名参加

就労準備支援事業① (就労ボランティア体験事業)

15



こうした福祉施設でのボランティア活動のほかにも、就職活動に向けたセミナー(パソコン・清掃・接遇など)も定期的に行っている。

社会福祉施設などで行う、事務の補助や入所者との交流活動などを通じて、「働くこと」や「人と関わること」「頼りにされること」の実感を得る。



就労準備支援事業② (就労ボランティア体験事業)

16

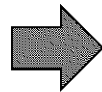
(1)対象者

- 働いたことがほとんどない
- 離職後ブランクがある
- 長期間の引きこもり状態
- コミュニケーションや対人関係に不安がある
- 働くことに不安がある

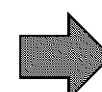
(2)支援メニュー

- ボランティア体験を通じて生活習慣の改善、社会との繋がりを取り戻す
- 基礎的なセミナーへ参加し、コミュニケーション能力やパソコン能力を習得
- 飲食店での接客など就労体験を通じて、働くことに対する自信をつける

日常生活自立



社会生活自立



就労自立

子どもの学習支援事業① (札幌まなびのサポート事業)

17



市内40か所の児童会館を会場として、
学習支援員と学生ボランティアにより
運営(週1回開催:1会場の定員15人)



交流会や課外活動なども実施
スペシャルまなべえ
お楽しみ会・レクリエーション など

子どもの学習支援事業② (札幌まなびのサポート事業)

○高校進学への促進や自尊心・自己肯定感の向上による貧困の連鎖の防止を目的とする事業

○中学1～3年生を対象とし、学習習慣の定着による基礎学力の向上と、子どもが安心できる居場所としての機能を果たす場として、業務委託により運営

○生活保護世帯を対象として順次拡大実施してきたが、生活困窮者自立支援法への位置付けに伴い、就学援助利用世帯へ事業対象を拡大

年度	実施区	対象	会場数	参加者	進学率
H24	西	生活保護	5会場	41人	100.0%
H25	中央、白石 厚別、豊平、西	生活保護	25会場	181人	96.9%
H26	全区	生活保護	30会場	233人	100.0%
H27	全区	生活保護 就学援助	30会場	502人	100.0%
H28	全区	生活保護 就学援助	40会場	618人	集計中

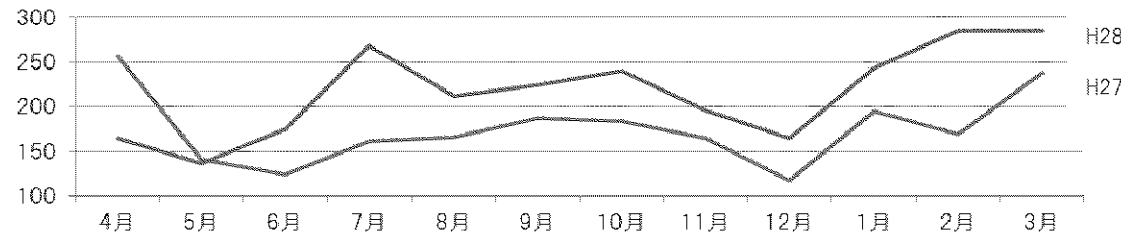
札幌市 生活困窮者自立支援事業の実施状況(1)

資料1-2-③

1 自立相談支援・住居確保給付金(札幌市生活就労支援センター・ステップ)

①新規相談数(人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年計	月平均
27年度	257	141	124	161	166	187	184	165	117	195	169	238	2,104	175
28年度	165	137	175	268	212	225	240	196	165	244	285	285	2,597	216
29年度														

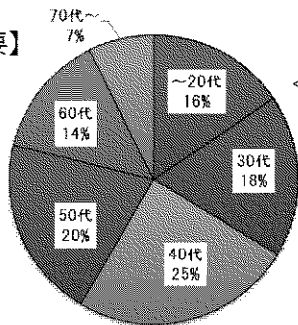


②区別相談内訳(通算)

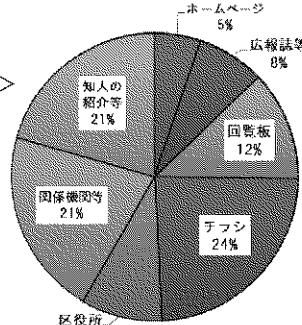
	月平均/人口 10万人あたり	新規相談数	出張相談会【内数】		
			相談数	割合	回数
中央 ^{HW込}	9.3人	518人	115人	22.2%	47回
北	7.8人	535人	97人	18.1%	22回
東 ^{HW込}	9.2人	575人	182人	31.7%	44回
白石	9.2人	466人	98人	21.0%	13回
厚別	9.3人	287人	145人	50.5%	23回
豊平	9.8人	515人	76人	14.8%	12回
清田	7.3人	203人	100人	49.3%	17回
南	11.0人	366人	171人	46.7%	24回
西	9.2人	473人	139人	29.4%	21回
手稲	11.2人	379人	236人	62.3%	25回
不明/その他	—	384人	295人	—	15回
合計	10.1人	4,701人	1,654人	35.2%	263回

【相談者の概要】

<年齢>



<相談経路>



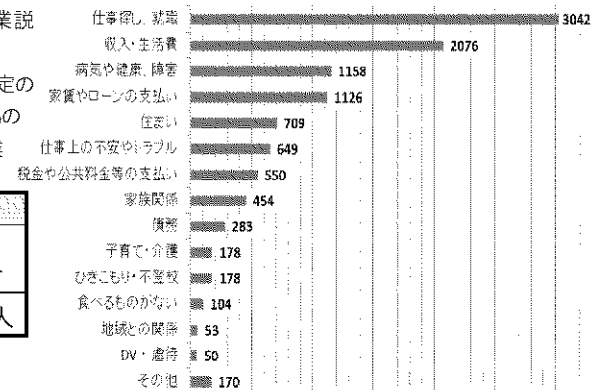
※出張相談会・・・住居地の近くでも広く相談を受ける目的で、各区民センター等を利用して開催している。開催日や会場については広報さつぽろ等により周知

※不明/その他・・・住所が確認できない場合及び合同企業説明会等における相談

※スクリーニング中:平均して1～2か月程度を要するプラン策定の前段階で、課題を把握するために相談支援を継続しているもの

※HWPG:ハローワークによる生活保護受給者等就労支援事業

<支援センター利用者の相談内容(複数選択)>



③相談状況(H29.3.31 現在) ※H26年度モデル事業から支援継続中のプラン含む。

支援継続	スクリーニング中	プラン策定	プラン内訳(重複あり)							
			就 労				生活習慣・メンタルヘルス等	人間関係(家族・職場等)	福祉(障がい・病気等)	貸付・債務・家計
			一般	福祉	HWPG	訓練等				
855人	500人	355人	278人	33人	53人	15人	152人	125人	96人	35人

	プラン作成者数	就労者数(増収込)	他機関つなぎ	
			生活保護	その他
H27	398人(19%)	430人(20%)	119人(6%)	86人(4%)
H28	681人(26%)	520人(20%)	131人(5%)	78人(3%)
H29				

※(%)は新規相談数に占める割合
 ※プラン未作成者は、簡易な相談や確認など継続的な関わりの必要がない(求めない)場合が中心
 ※「つなぎ」先のうち「その他」は、おもに若者サポステ、法テラス、障害者支援機関など

④住居確保給付金(H29.3.31 現在)

	相談数	相談のみ	審査中	支給決定	不支給決定	取下げ
今年度	375人	294人	5人	63人	3人	10人
前年度	410人	298人	3人	93人	10人	6人

札幌市 生活困窮者自立支援事業の実施状況(2)

2 自立相談支援・一時生活支援事業(札幌市ホームレス相談支援センター・JOIN)

【相談・支援状況】

	相談状況			支援結果		
	相談者数	うち シェルター 利用	うち プラン 作成	就労 自立	生活 保護	その他
H27	807	375	157	117	161	75
H28	738	376	130	92	166	110
H29						

【その他の支援事業】

ア 巡回相談・・・市内中心部へ 定期(週1回)及び随時

イ 総合相談会

・第1回:8/29 わくわくホリデーホール 参加者 31名

・第2回:1/16 エルプラザ 参加者 13名

ウ 札幌市ホームレス支援ネットワーク会議

3 子どもの学習支援事業(札幌まなびのサポート事業)

【会場・参加者数】(※平成28年度のみ 3月31日現在)

区	会場数	登録人数	うち生活保護	うち就学援助
中央	3箇所	43人	19人	24人
北	6箇所	90人	37人	53人
東	6箇所	76人	39人	37人
白石	5箇所	80人	40人	40人
厚別	3箇所	42人	9人	33人
豊平	4箇所	50人	15人	35人
清田	3箇所	37人	11人	26人
南	3箇所	36人	3人	33人
西	4箇所	65人	23人	42人
手稲	3箇所	40人	5人	35人
計	40箇所	559人	201人	358人

4 就労訓練事業・就労準備支援事業(就労ボランティア体験事業)

【事業者数・参加者数】(受入事業所件数は平成29年3月31日現在)

事業名	受入事業 所件数	生活困窮者		生活保護受給者	
		利用者数	就労者数	利用者数	就労者数
認定就労訓練事業	13か所	16人 (12人)	6人	0人	0人
就労準備 支援事業	就労 体験	87か所	0人	6人	10人 (6人)
	ボランテ ィア体験	156か所	6人 (6人)	230人 (108人)	
	セミナー 参加	—	2人	136人	

※利用者数は申込書の提出日ベース ※()は内数で平成28年度実績のみ

※同一参加者が複数のメニューを利用する場合は、それぞれのメニューごとに人数を計上

※1人の利用者が複数のセミナーに参加した場合は、延べ計上

【就労訓練事業】

「就労訓練」→事業認定「要」、実施主体「受入事業所」、雇用形態「雇用か非雇用」

【就労準備支援事業】(H27は被保護者分のみを実施)

これまで被保護者向けに実施していた就労ボランティア体験事業をH28年度から生活困窮者
に対象を拡大して一体的実施。利用するメニューには重複がある。

札幌市生活就労支援センター

ステップ

STEP FORWARD ~ 一步一步前へ進もう

ステップは、「生活困窮者自立支援法」に基づき札幌市が設置した、生活にお困りの方のための相談窓口です。

さまざまな理由により、仕事や生活に困りごとを抱えている方の相談を受け付け、経済的な自立へ向けた就労支援を中心に、一人ひとりの状況に合わせた支援を行います。

だれが相談できるの？

札幌市内にお住まいで、失業などで生活にお困りの方、失業のほかに心身の不調や借金、人間関係などでお困りの方はステップにご相談ください。

※生活保護を受けている方は対象としていません。

【相談の例】

- 就労活動を続けているが、なかなか就職できず、今後の生活に不安を感じている。
- 人と話すのが苦手で、仕事が長続きしない。
- 病気を抱えているので、自分の体調を理解してもらえぬ職場で働きたい。
- 借金の返済に追われていて、今の仕事では生活が苦しい。

など

ひとりで抱えこまずに
まずはご相談ください

札幌市生活就労支援センター

ステップ

STEP FORWARD ~ 一步一步前へ進もう

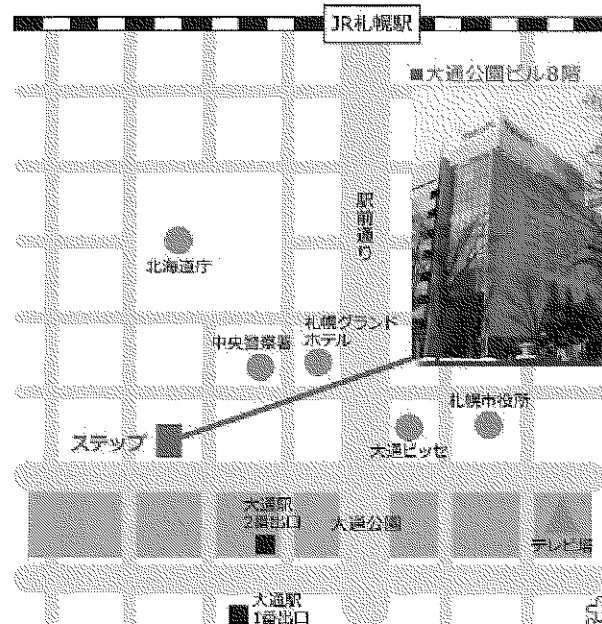
電話 011-221-1766 ファクス 011-221-1767

E-mail step-sapporo@career-bank.co.jp

〒060-0042 札幌市中央区大通西6丁目10番地 大通公園ビル8階

受付時間 午前9:00～午後5:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

～ キャリアバンク株式会社(札幌市委託事業) ～



キャリアバンク株式会社
02-691-16-816

その困りごと、
相談してください。

就職が
うまくいかない

仕事が長続き
しない

人とうまく
話しができない

心身の不調で
働くことが不安

失業して
家賃が払えない

借金がある

どこに相談
したらいいか
わからない

困っていることはありませんか？
ご家族などまわりの方からの
相談も受け付けます。

札幌市生活就労支援センター

ステップ

STEP FORWARD ~ 一步一步前へ進もう

どんなことをしてくれるの？

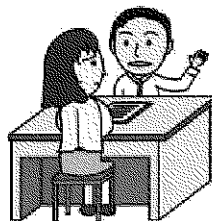
あなたの困りごとの解決をお手伝いします。

●あなたの困りごとを整理します

- ・困りごとがからみあって、どこから手をつけていいかわからなくなっていますか？
- ・相談支援員が困りごとを整理して、一緒に解決方法を考えます。

●解決に向けた支援プランをつくります

- ・あなたと一緒に自立への目標を考え、支援プランをつくります。
- ・あなたに寄り添い、継続的に支援します。



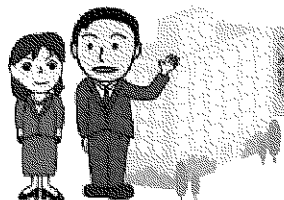
●支援機関やサービスを紹介します

- ・あなたの困りごとの解決に役立つ支援機関やサービスを紹介します。
- ・サービスなどを利用するお手伝いをします。

就労に向けたさまざまな支援を行います。

●あなたの就労活動を支援します

- ・就労支援員が、あなたの就労活動を支援します。
- (例)応募書類や面接のアドバイス、各種セミナー、職場見学、面接などへの同行 など



●状況に合わせて段階的に支援します

- ・夜型の生活で生活リズムが乱れている、人と話すのが苦手など、一人ひとりの状況に合わせて段階的に支援します。

●あなたに合った仕事や働き方を紹介します

- ・働く時間や仕事の内容など、あなたに合った仕事を紹介します。
- ・働くことに少しずつ慣れる必要がある方へ、支援付きの働く場を紹介します。

住居確保給付金を支給します。

- 離職などにより住まいを失った、または失うおそれが高い方へ、一定期間、家賃相当額(上限あり)を支給するとともに、相談支援員と就労支援員が就労に向けた支援を行います。

※住居確保給付金を受けるには、ステップの利用申込が必要です。また、収入や資産、就職活動などの要件があります。

相談から支援までの流れ

電話・来所

訪問



相談受付

相談支援員が相談を受け付けます。何らかの理由でお越しいただけない場合は、ご自宅に訪問もします。

(利用申込)

課題の整理と支援プランの作成

課題を整理し、支援プランを作成します。必要に応じて、さまざまな支援機関やサービスの調整を行います。

つなぎ

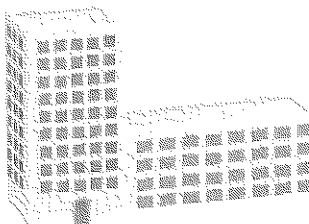
情報提供

プランに基づいた支援

ステップでの就労に向けた支援のほか、ステップが中心となり、さまざまな支援機関との連携による支援を行います。

連携

活用



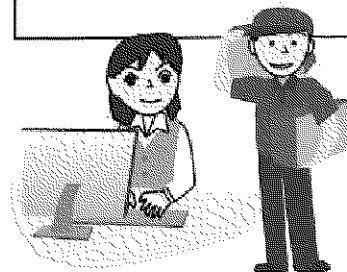
さまざまな支援機関 やサービス

- ・区役所
- ・ハローワーク・あいワーク
- ・社会福祉協議会
- ・民生委員・児童委員
- ・地域包括支援センター
- ・障がい者相談支援事業所
- ・若者支援総合センター
- ・法テラス
- ・医療機関
- ・NPO法人
- ・民間企業 など

課題
解決

就労

生活
安定



※相談支援は無料です。また、利用者の秘密は固く守ります。



札幌市ホームレス相談支援センター

ひとりで悩まず
まずはお電話下さい

札幌市ホームレス相談支援センター



総合相談窓口



0120-887-860

公衆電話からの利用も可能です(発信用の10円は戻ります)

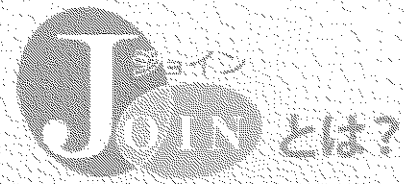
相談受付 月曜～金曜
開館時間 10:00～18:00
(土日・祝日・年末年始を除く)

お問い合わせは
メールでも受け付けています

✉ info@join-sapporo.net

HP www.join-sapporo.net

機関の方からのお問い合わせはこちら
☎ 011-299-7735



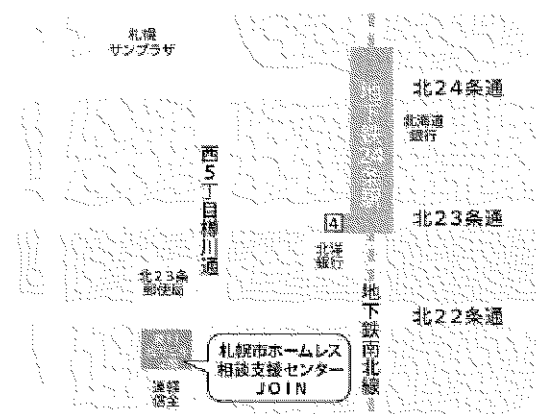
「ホームレス」という言葉には、
単に「家」を失ったというだけではなく、
「帰る場所」を失った人という意味があります。

様々な理由で行き場を失った方が
自立していくために
社会や誰かとのつながりを一緒に作っていきたい。
JOINという愛称にはそんな想いが込められています。

- 対象者** 居所を失った方 または
失うおそれのある方
※但し、生活保護受給中の方は除く。
- 利用料** 無料
- 利用期間** 原則3か月以内
- 主な支援内容** 宿泊場所・衣食の提供
- 要件** 資産・収入には一定の要件があります

そのほかの JOIN の役割

- 札幌市中心部の巡回相談
- 合同相談会/健康診断(年2回)
- 市民の皆様からの通報受付及び対応(随時)
- 制度周知事業の開催
- 自立支援調整会議(支援プランの検討)の開催
- ネットワーク会議の開催 など



住所：札幌市北区北22条西5丁目2-32
第11松井ビル2-A

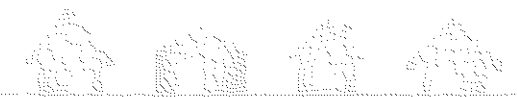
実施団体：一般社団法人 札幌一時生活支援協議会

路上生活を
している ネットカフェで
寝泊まりしている

家族関係が悪く
居場所がない もう数日
家賃を滞納して
家を追い出された
食事をとっていない

生活の場をなくし 困っていませんか?

JOINでは宿泊場所や衣食を提供し
あなたの生活再建をお手伝いします。



相談

まずはご相談下さい

(フリーダイヤル)
☎ 0120-887-860



総合相談窓口

相談支援員がお悩みをお聞きし、個々の状況や課題に応じた分室(シェルター)へおつなぎします。

行き場がないなど、どうしたらいいかわからないという方は、まずはお電話でお気軽にご相談ください。

サポートの流れ

- 1 緊急一時生活支援に関するご相談→利用申込
- 2 自立支援プランの作成→支援決定
- 3 支援プランに基づいたサポート→問題解決

シェルターの利用

ひとり一人に伴走しながら
個々の抱える課題解決(自立)に向けた
サポートを行います。

分室(シェルター)一覧

各分室でも相談受付は可能ですが、相談受付時間は分室により異なります。

女性サポート アジール

実施団体: NPO法人女性サポート^{アジール}Asyl

☎ 011-299-5579

対象: 女性
住居: アパート型(世帯用有り)
定員: 6名

ベトサダ

実施団体: NPO法人自立支援事業所ベトサダ

☎ 011-716-5130

対象: 男性
住居: 共同生活型
定員: 24名

みんなの広場

実施団体: NPO法人みんなの広場

☎ 011-726-5020

対象: 男性・女性
住居: アパート型(世帯用有り)
1室2名
定員: 10名

コミュニティハウス「れおん」

実施団体: NPO法人コミュニティワーク研究実践センター

☎ 011-676-9533

対象: 男性・女性
住居: 共同生活型
定員: 7名

シェルター利用中のサポート内容

- 宿泊場所の提供
- 食事の提供(1日3食)
- 衣料品・日用品の提供
- 入浴場・洗濯場の提供
- 行政機関(区役所・ハローワーク等)への同行や連携支援
- 医療機関への同行

- 就労支援(面接練習・履歴書の書き方等)
- ジョブトレーニングの実施・調整
- 課題に応じた関係機関との連携
- 居宅確保に関するサポート等(家探し)
- 求人に関する情報提供
- その他、自立に向け必要と思われる支援

要配慮者避難支援対策事業について

1 事業の内容

災害時に自力や家族の力だけでは避難することができない高齢者、障がいのある人など（要配慮者）の避難支援にかかる地域の自主的な取組を促進するとともに、地域からの申請に基づき、避難行動要支援者名簿情報の提供を行う。

2 事業の背景

平成16年の新潟・福島豪雨をはじめとする風水害の被害者の多くが高齢者や障がいのある方々であったことから国では地域における要配慮者への避難支援体制づくりを促す「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を策定。

3 札幌市におけるこれまでの経緯

- 平成20年3月に「札幌市要援護者避難支援ガイドライン」を作成。
- 平成20年度～平成22年度に各区1団体を指定し要配慮者避難支援のモデル事業を実施。その後モデル事業のノウハウを活用し、各区役所において説明会の開催等による取組の促進を開始。
- 平成25年度に災害対策基本法が改正され、市町村長に避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられたことから「札幌市要援護者避難支援ガイドライン」を改定し、「札幌市要配慮者避難支援ガイドライン」を策定。
- 平成27年4月に避難行動要支援者名簿を作成し、同年12月から要配慮者避難支援に取り組む団体（避難支援等関係者）への名簿情報の提供を開始。

平成28年度末時点における取組団体数は約340団体
（連合町内会、単位町内会、福祉のまち推進センター、マンション管理組合等）

4 避難行動要支援者名簿

(1) 避難行動要支援者名簿の活用方法

避難行動要支援者名簿は、災害発生時における避難支援の内容等を事前に検討し、実効性の高い個別避難計画を準備しておくことを目的として、本人の同意が得られれば要配慮者避難支援に取り組む団体（避難支援等関係者）に提供することができる。

●現在の申請状況（平成29年4月末時点）

団体種別	団体数	団体種別	団体数
単位町内会	21	地区社会福祉協議会	2
連合町内会	1	マンション管理組合	1
福祉のまち推進センター	1	計	26 (24)

※（ ）内は名簿情報提供団体数

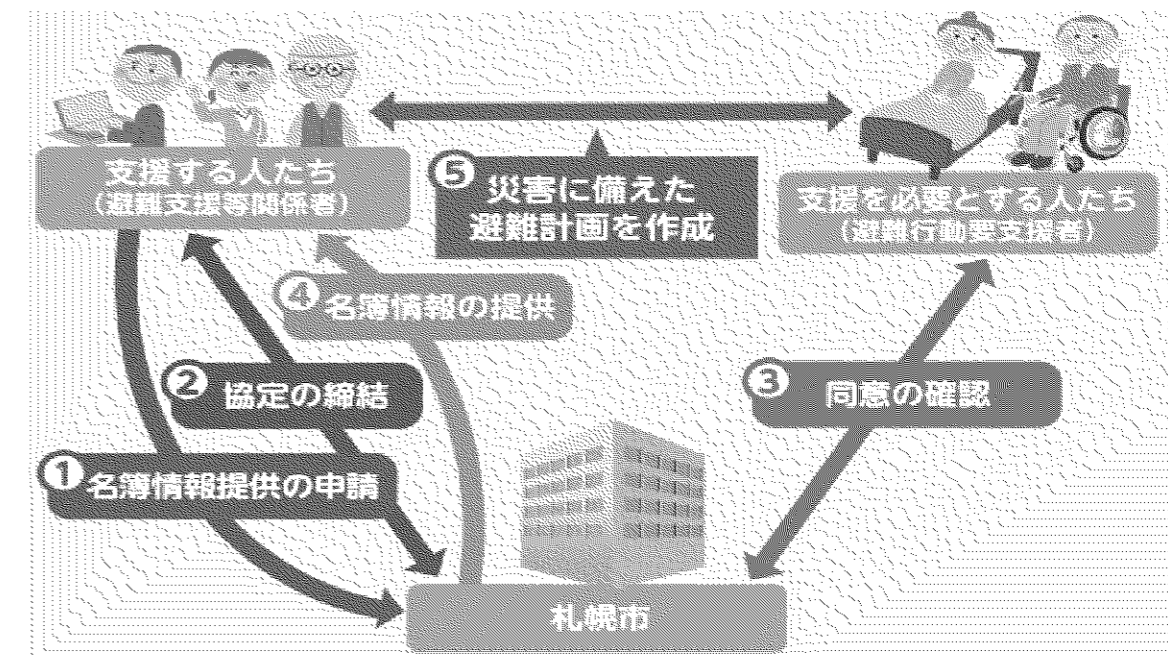
(2) 名簿の掲載者（避難行動要支援者）

- 要介護の認定を受けている方
- 居宅介護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援、行動援護、同行援護、生活介護、共同生活援助、移動支援の障がい福祉サービス支給決定を受けている方
- 身体障害者手帳1～2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方
- 視覚障がい、聴覚障がいのある方
- 特定疾患医療受給者証のうち重症認定を受けている方
- その他市長が特に必要と認めた方

(3) 名簿情報の提供が受けられる方（避難支援等関係者）

- 町内会・自治会、連合町内会
- 地区福祉のまち推進センター運営委員会、福祉推進委員会
- 地区民生委員児童委員協議会
- 札幌市社会福祉協議会、区社会福祉協議会、地区社会福祉協議会
- マンション管理組合
- 自主防災組織
- 消防局、北海道警察

(4) 名簿情報の提供方法



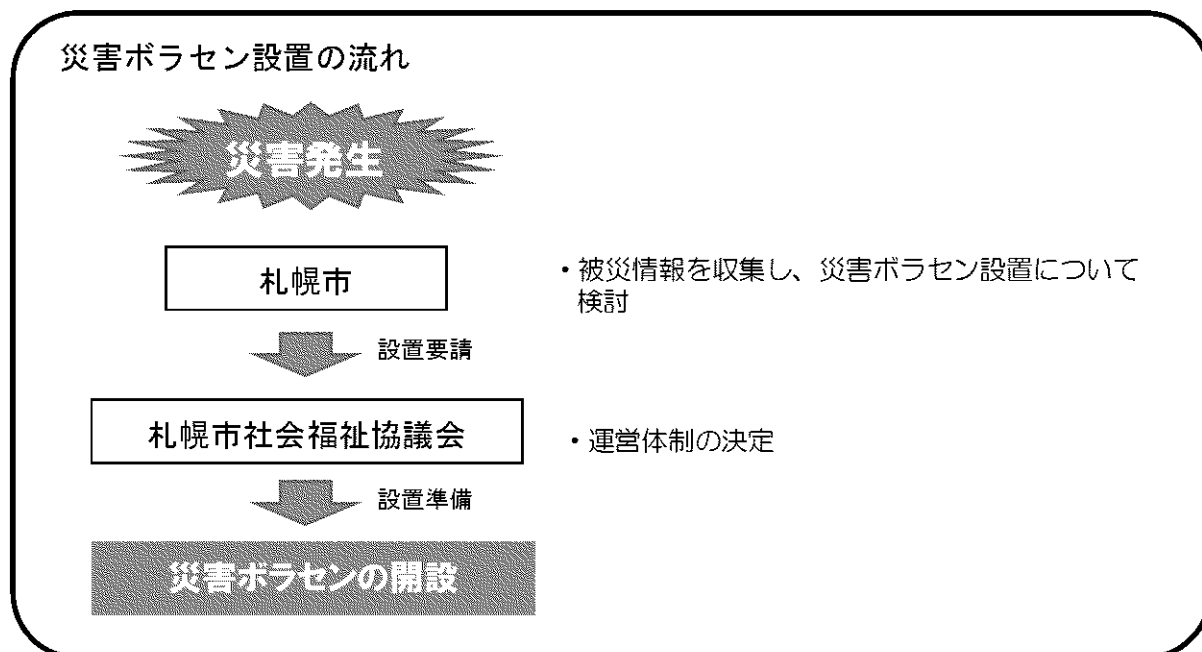
(5) 名簿情報のイメージ

氏名	住所	方書	年齢	性別	連絡先	避難支援等が必要な理由	
						要介護	障がい等
札幌 太郎	中央区北〇条西〇丁目1		82	男	000-0000	○	
中央 花子	中央区北〇条西〇丁目1	コーポ〇〇	75	女	000-0000	○	○

災害ボランティアセンターについて

1 災害ボランティアセンターについて

大規模な災害が発生したときに市内や全国各地から支援に訪れるボランティアを受け入れし、支援を必要としている方々とのマッチングを行う。災害発生時には、札幌市災害対策本部が災害ボランティアセンター（以下「災害ボラセン」という。）の設置について検討し、札幌市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）に設置の要請を行うことを原則とする。



2 これまでの経緯

平成 22 年度に札幌市地域防災計画の見直しを行い、災害ボラセンを市社協に設置することとなったことから、平成 23 年 4 月に「札幌市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」を策定。その後、東日本大震災等の災害から得た教訓を活かすため平成 27 年度に上記マニュアルを改訂。

また、災害発生時に災害ボラセンが確実に設置・運営されることを目的として平成 28 年度に札幌市と市社協で「札幌市災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定」を締結。

3 平常時における取組内容

- (1) 円滑な開設・運営に向けた準備
 - 設置・運営マニュアルの改訂
 - 設置・運営者研修の実施
- (2) 市民への周知・啓発
 - 出張講座等による市民への災害ボラセンの周知
 - 災害ボラセン関係機関連絡会議の開催

札幌市における地域福祉施策の方向性について

札幌市の地域福祉を取り巻く現状と課題

【課題1】暮らしにくさや困りごとを抱える市民の増加

- ・高齢化率 20.5% (H23) ⇒ 25.7% (H28)
- ・要介護認定者数 約 71,000 人 (H23) ⇒ 約 101,000 人 (H28)
- ・身体障がい者数 約 81,000 人 (H23) ⇒ 約 83,000 人 (H28)
- ・精神障がい者数 約 17,000 人 (H23) ⇒ 約 24,000 人 (H28)

【課題2】社会的に孤立した世帯の増加

- 近隣関係の希薄化等により社会的に孤立し、深刻な課題を抱えた世帯が埋没する可能性が高まっている(孤立死事例など)。
- ※市民意識調査の結果(H28)
- ・困った時に助け合える親密な近所付き合いがある者の割合 8.5%
 - ・困りごとを相談できる相手がいない一人暮らし世帯の割合 6.8%

【課題3】複合的な課題や制度の狭間の課題を抱える世帯の増加

生活困窮者に対する自立支援や、以下のような新たな課題を抱える世帯が増えている。

複合課題を抱える世帯の例	制度の狭間の課題を抱える世帯の例
・育児介護の同時進行(ダブルケア)	・ごみ屋敷問題
・壮年の引きこもりと認知症の老親	

地域で支える上での課題

【課題4】地域福祉活動の担い手の固定化・不足

- ・福祉のまち推進センター活動者数 12,097 人(H23) ⇒ 13,255 人(H27)
- ・民生委員・児童委員の充足率 97.3%(H23) ⇒ 95.8%(H28)

【課題5】制度の狭間等の課題を抱える世帯への支援体制の確立

介護、障がい、子育て、医療など、対象者ごと、分野ごとに相談支援体制の充実が図られてきたが、複合的な課題や制度の狭間の課題等に対して包括的に対応できていない。

厚生労働省が求める体制整備の内容

【住民に身近な圏域での体制整備】

① 他人の課題を“我が事”に変える働きかけ

地域で発生した課題を住民自らの課題と捉え、解決を試みることができるよう、地縁組織や企業等への働きかけを行う。

② 地域課題を包括的に(丸ごと)受け止める体制の構築

地域活動を通して住民が把握した課題を、包括的に受け止め、相談・助言等を行うとともに、必要に応じて専門機関につなぐことのできる体制の構築

住民ボランティアや地域に根ざしたNPOなどが担う

【市区町村域での体制整備】

③ 包括的な相談支援体制の構築

地域で解決することが困難な複合・複雑化した課題、制度の狭間の課題に対応するため、適切な支援機関につなげ、関係機関と住民組織が連携・協働して支援できる仕組みを整える必要がある。

自立相談支援機関、社会福祉協議会、福祉事務所などが中心

札幌市における体制整備の方針

① 他人の課題を“我が事”に変える働きかけ

② 地域課題を包括的に(丸ごと)受け止める体制の構築

- ・札幌市では、区役所や専門機関による把握・支援のほか、市区社会福祉協議会の支援のもと、福祉のまち推進センターが見守り活動や活動拠点での来所・電話相談、日常生活支援活動を推進してきた。
- ・市区社会福祉協議会では、福まちコーディネーター(仮)の養成等の取組を進めるなど、福祉のまち推進センターの調整機能の強化に向けた取組を進めている。

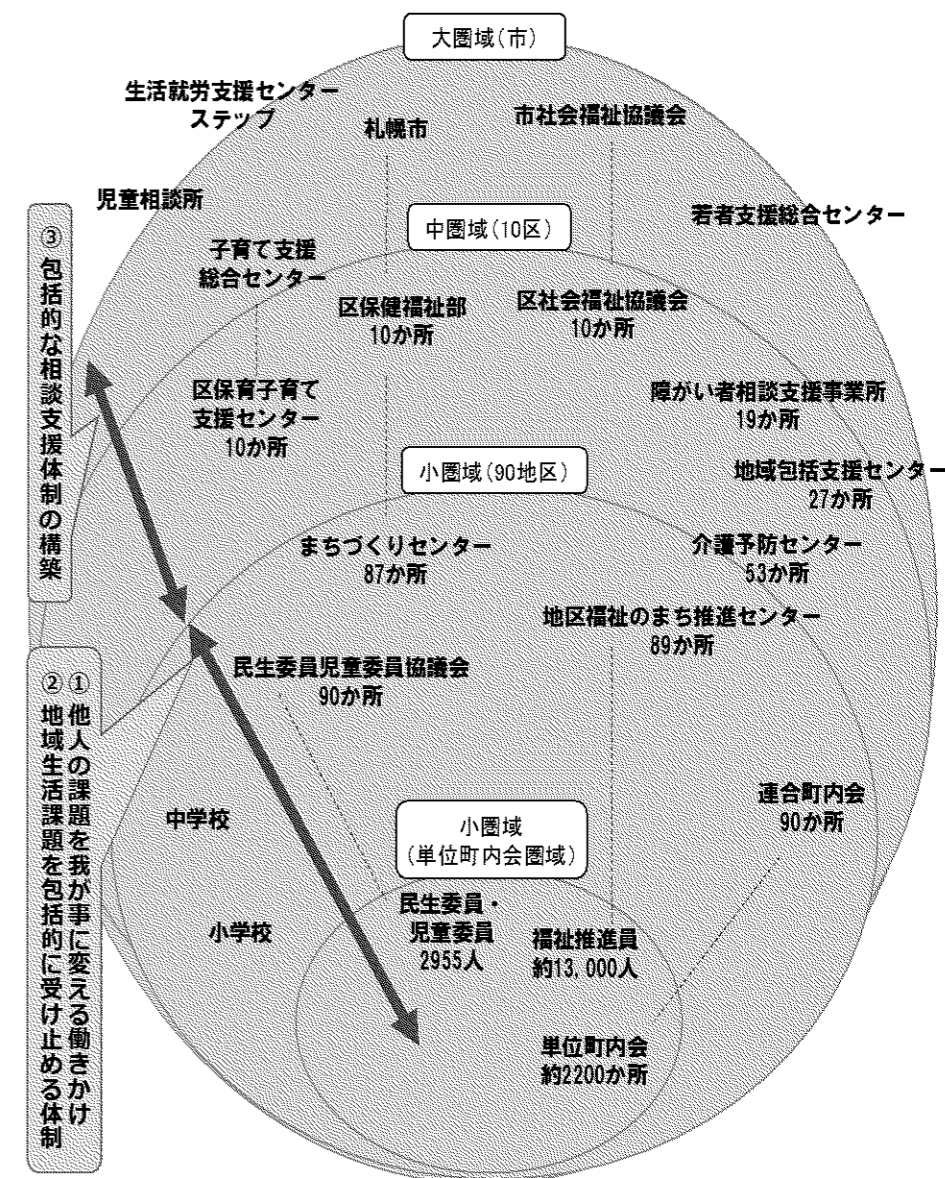
福祉のまち推進センターなど
住民主体の組織を中心とした地域づくりを目指す

③ 包括的な相談支援体制の構築

- ・札幌市では、深刻な課題が地域で埋没することのないよう、①、②や関係機関との連携により、必要とされる支援が包括的に行われるような体制を目指す。
- ⇒行政、各種関係機関によるネットワークだけでなく、民生委員児童委員協議会や地区福祉のまちセンター等住民組織との円滑な連携が必要である。

課題解決のために、専門機関や住民組織を
包括的に結びつけるような仕組みについて検討する

【参考】札幌市の圏域イメージ図



第4期 札幌市地域福祉社会計画の骨格案

基本理念 みんなで支え合い 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまち さつぽろ

(まちづくり戦略ビジョンの目指すべき都市像と地域共生社会の実現に向け、市民の支え合いに着目し、計画で目指すべきさつぽろのまちの姿を表現)

【趣旨】 地域福祉の目的は、様々な事情により福祉サービスを必要とするようになってくるとも、家族、友人、知人との関係を保ちながら、文化や趣味などの社会的活動に参加して、いきいきとその地域で暮らし続けることである。その実現のためには、超高齢・人口減少社会の到来や住民相互の関係の希薄化により増えていく、地域での多様化・複雑化した地域課題に取り組んでいく必要がある。こうした背景から、今後は、子ども・高齢者・障がい者を含む全ての市民が、地域づくりや生きがいづくりに参画し、助け合えるような住みよいまちづくりを目指していく。

3つの基本目標、及び、8つの施策の方向性により施策を分類する。

基本目標Ⅰ

※課題1～4への対応

市民が互いに支え合う

ぬくもりのある地域づくりを支援します

・様々な要因による社会的孤立を防ぎ、多様化・複雑化する課題に対応するため、市民に共助の意識を醸成し、地域福祉活動への主体的参加を推進する。

※課題の予防・発見、つなぎ、解決に関する機能の強化

※主に自助、共助の推進に資する施策

1 福祉のまち推進事業による地域福祉力の向上

- 地区福祉のまち推進センターの活動充実のための支援
65歳以上世帯名簿の提供、助成金の交付、手引書の配布。
- 地区福祉のまち推進センターの調整機能の強化に向けた支援
住民が把握した課題を包括的に受け止め、解決に向けて地域内調整・専門機関へのつなぎができるような人材を研修等により養成。

2 市民の主体的参加による地域福祉活動の推進

- 地域福祉活動の担い手の拡大
幅広いニーズに沿った研修・講座を実施による参加機会の拡大。
- ボランティア活動等の活性化支援
ボランティア活動等の広報啓発、需給調整、地域福祉活動関係団体等に対する各種助成制度、地域サロン助成、福祉教育の推進。

3 重層的な見守りや支援活動のための支え合いネットワークの推進

- 民生委員・児童委員活動への支援
高齢者・知的障がい者等の見守り活動への支援、研修の実施。
- 見守りに関連する各種団体の連携推進
見守りに協力する事業者等と協定を締結し、見守りに関連する住民組織、事業者等が参加する地域見守りネットワーク推進会議を開催。
- 多様な地域のネットワークと連携した支え合いネットワークの拡大
地域で培われてきた多様なつながり・ネットワークと連携した重層的な支え合いネットワークづくりを推進。

基本目標Ⅱ

※課題1～3、5への対応

暮らしにくさや困りごとを抱えた市民に寄り添い 的確な支援ができる体制を整えます

・住民組織等で対応が困難な課題の解決が図られるよう、行政・専門機関による相談支援体制を整えていく。

・制度の狭間等の課題に対応する包括的支援体制の構築について検討。

※課題の相談受付、解決(専門性を有する課題)に関する機能の強化

※主に公助の推進に資する施策

4 誰もが地域で自分らしくいきいきと暮らすことのできる体制の整備

- 適切なサービス利用を支援する仕組みの充実
日常生活自立支援事業、成年後見制度利用支援事業などの権利擁護に関する事業の推進。
- 在宅生活を支援するサービスの充実
福祉除雪事業、地域支え合い有償ボランティア事業など、生活におけるニーズを解決することで在宅生活を支援する事業の推進。

5 生活に困りごとを抱える方に対する支援体制の充実

- 生活困窮者に対する各種支援事業の推進 (議題1のとおり)

6 多様な地域福祉課題に円滑に対応する相談支援体制の充実

- きめ細かい相談支援が受けられる体制の充実
介護、障がい、児童虐待、貧困、ひきこもりなどの課題等を、専門相談窓口が受け止め、一層適切に対応できる体制の充実。
- 各種専門職の資質向上のための研修の充実
社会福祉施設や介護保険サービス事業所等の職員を対象とする研修の実施。
- 専門機関や住民組織を包括的に結びつけるような仕組みの検討
制度の狭間等の課題を抱える世帯に対応するため、専門機関や住民組織を包括的に結びつけるような仕組みの検討。

基本目標Ⅲ

※課題1への対応

安全・安心で暮らしやすい環境づくりを進めます

・高齢者や障がいのある方など、市民の誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられるよう生活環境の整備を進める。

・併せて、災害時に備えた地域での支え合いの取組を推進する。

※要配慮者のための環境整備(平常時・災害時)に関する施策

7 市民にやさしい生活環境づくりの推進

- 安心して暮らし続けることができる生活基盤の整備
高齢者、障がい者に配慮した住宅環境の整備、福祉機器の展示による普及啓発。
- ユニバーサルデザインを基本とする各種施策の実施
より多くの方が共通に、安全快適に利用することを念頭に置いた各種事業の実施。

8 災害時にも強い地域づくりの推進

- 地域での災害に対する日頃の備えに向けた取組への支援
要配慮者避難支援対策事業の推進 (議題2のとおり)
- 災害ボランティアセンター体制整備 (議題2のとおり)
- 災害時の避難所体制整備に向けた取組
福祉避難場所の設置に係る福祉施設等との協定締結など、災害に備えた市の体制整備に向けた関係団体との協議。

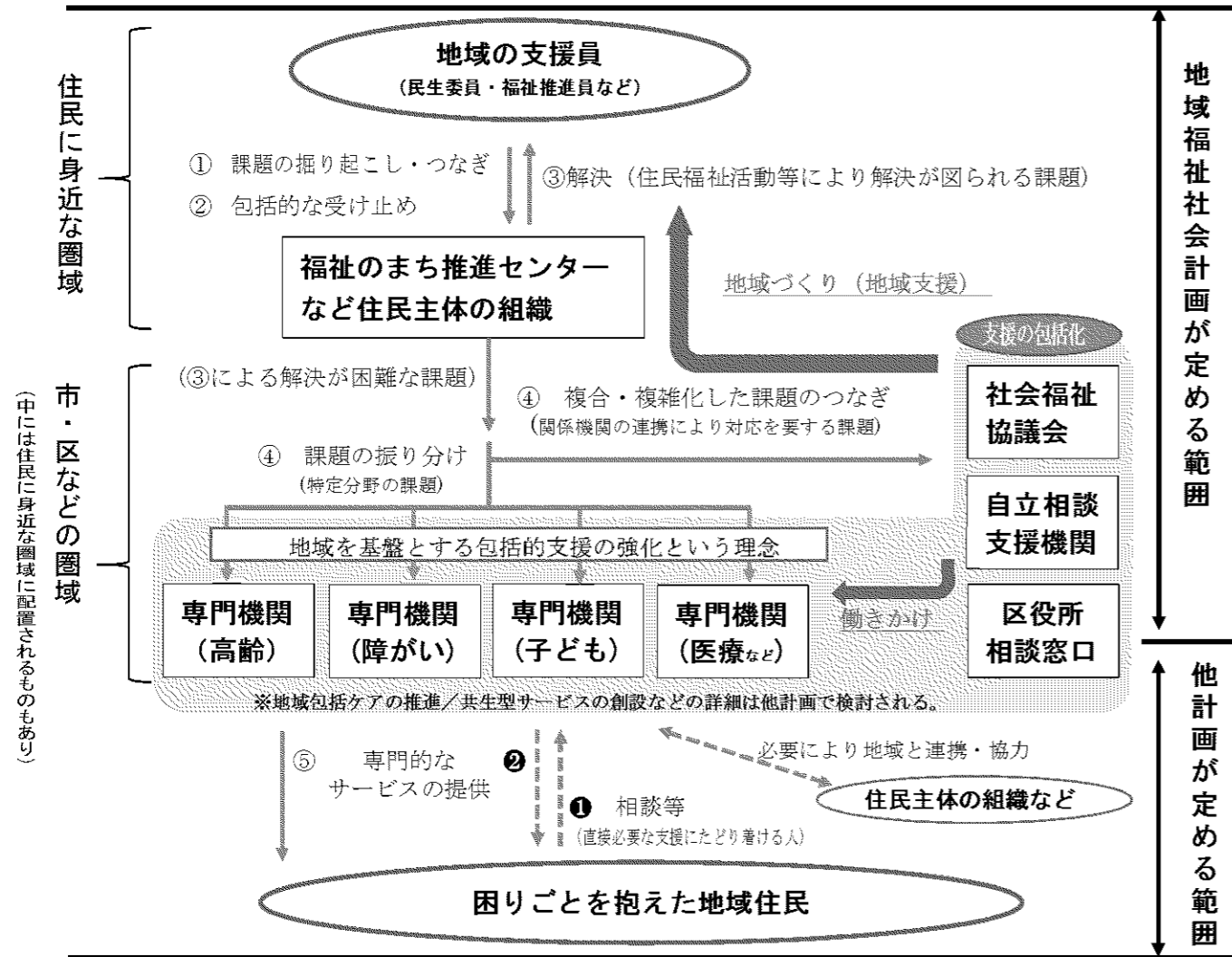
【計画文案の作成方針】

- ・他計画では重点的に取り上げられない地域福祉施策
⇒ 具体的に掲載する。
- ・他計画で重点的に審議される施策(高齢者、障がい者などに関する施策)
⇒ 共通する理念や考え方を中心に掲載する。

札幌市地域福祉社会計画の記載内容について

1 計画の記載範囲について

<地域福祉社会計画が定める範囲イメージ> ※地域福祉課題の解決プロセスの観点からの図



2 内容に関する基本的な考え方

(1) 地域づくりの方向性の提示

改正社会福祉法の規定や地域力強化検討会 (厚生労働省主催) 中間取りまとめの内容をうけて、本計画では地域における福祉施策の方向性の大枠を示す (‘我が事・丸ごとの地域づくり’の考え方などを計画前段に盛り込む)。

(2) 住民主体の地域福祉施策について

他分野計画において中心的に取扱われることのない‘住民主体の地域福祉施策’ (上図の‘地域福祉計画が定める範囲’に該当) に関する事項は、本計画において具体的に記載する。(市社協による市民福祉活動計画との整合性に留意する。)

(3) 他分野計画との関係性について

他分野計画に属する施策は本計画において具体的に記載しない。ただし、本計画は他分野計画を地域において横断的に推進する性格も有することから、住民福祉に密接に関連する他分野施策についてはおおまかな方向性や理念を盛り込む。

(4) 他分野計画に属さない事項について

新たに本計画に盛り込むべきこととされた生活困窮者自立支援方策のほか、複合的課題・制度の狭間の課題への対策に関する事項は、本計画において記載する。

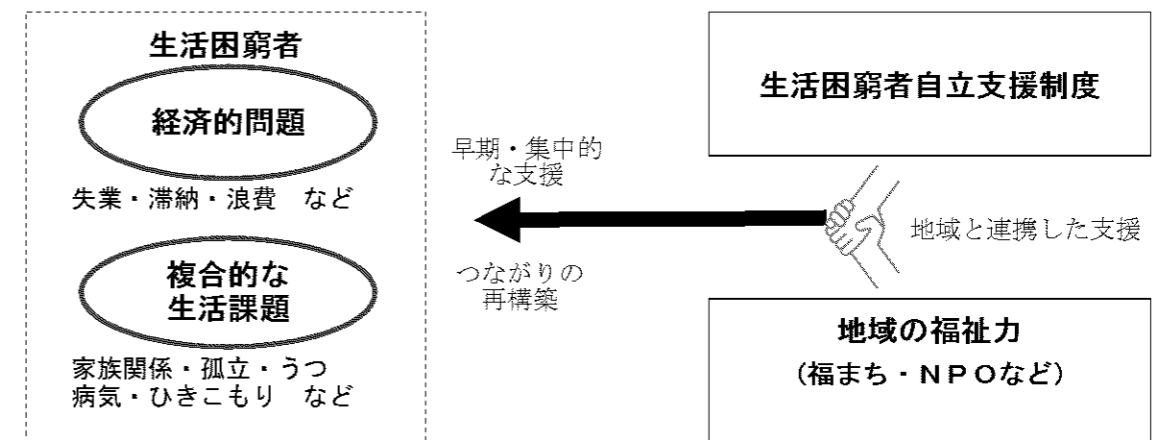
3 生活困窮者自立支援制度と地域福祉計画の関係について

生活困窮者に対する支援においては、‘経済的困窮からの脱却’と‘社会的孤立の解消’が大きなテーマとなる。

制度にもとづく自立支援事業を中心としつつ、もう一度地域との関わりを回復して、生活困窮者を地域で支えるための取組が重要となる。

制度による対応では、就職支援や債務整理などといった具体的な課題解決に向けた早期・集中的な支援が中心となるが、身近な生活課題への対応や日常的な関わりという点では限界があるため、‘制度’と‘地域’の両方で重層的に支えるという視点から地域福祉社会計画へ位置づける。

<①生活困窮者を地域で支えるための仕組み>



<②生活困窮者の発見と支援>

